

## 現代中国の社会変化期における水上居民の暮らし

藤川美代子  
FUJIKAWA Miyoko

### I はじめに

#### (1) 研究の発端

私には、父と母が2人ずついる。日本で私を生み育ててくれた父母。中国で小さな船に乗って魚を捕る父母。中国の父母との出会いは、福建省南部のSm漁業社区という漁村でのフィールドワークにあった。ここは、長らく船で暮らしてきた「連家船漁民」(lian gE zun hi bvin)<sup>(1)</sup>の定住拠点となってきた場所であり、私の父母も、漁船の上で生まれ、結婚し、子どもを育ててきた漁民である。2007年の夏、船に乗せて貰ったのが縁で、私は彼らの「契查某团」(ke za bvoo gian: 義理の娘)<sup>(2)</sup>となった。こうして留学先の大学から漁村を訪れる時には、2週間~2ヶ月ほど、父母の家に泊まりながら村の中を歩き回り、漁民たちの後を追っては話を交わすようになった。留学を終えた後も、休みになると彼らの家に寝泊りする形で、この拙いフィールドワークは続いている。

2010年の冬だった。日本から漁村に向かった私は、漁を休んで戻っていた父母の家へ行き、客間で父とテレビを観ていた。すると、父がこう言った。「美代子には話したことの無い話がある。言えば、俺を怖がると思ったから」と。父は静かに話し始めた。「俺は、若い漁民の女に手を出したと言って、犯人にされたことがある。俺を訴えた女は、まだ13歳だった。俺がいたずらなんかするわけない。はめられたんだ。そのせいで、看守所に入った。『劳改』<sup>(3)</sup>にも行かされた。お前の母さんは、あんたのせいで私はこんなに苦勞してきた、<sup>(4)</sup>と言いつつ。母さんは今も、俺のことを恨み続けている。文革が終わって、俺をはめた女に会いに行った。女は、『ごめんなさい。大人たちに、アーグンにやられたと言え、吐け』<sup>(5)</sup>と言われたから嘘をついた、と泣いていた。今度は、俺のことを調査して訴えた昔の鎮長も訪ねた。俺のことを『平反』<sup>(6)</sup>してくれないか、と頼んだ。何度か訪ねたが、取り合ってくれなかった。お前の兄ちゃんは、高校の成績もよかった。でも、俺が罪人だったことを高校が調べあげて、大学の試験を受けることもできなかった。俺は、未だに平反されてない」。父は続けた。「怖かった？ でも、ここの人たちは、俺のことをあんまり悪く言わない。よくしてくれるよ。俺が本当にいたずらしたんだったら、母さんの恨みは俺が全部引き受ける。でもな……。お前が弁護士だったらなあ。俺のことをどこかに訴えて、名誉ぐらいは挽回してくれたかもしれない……」。

後に、父はたびたびこの話に触れるようになり、人民公社時代の1973年頃に父を陥れたのは、当時、父と同じLh漁業生産隊に所属していた連家船漁民、阮姓グループの面々だったことがわかった。Lh漁業生産隊は、父と親族関係のある張姓漁民と、阮姓漁民の20家族ほどから成っていたが、

両者は事あるごとに対立し、張姓と阮姓の二大派閥に分かれていたという。父は自分が陥れられたこの冤罪事件を、派閥間の争いに巻き込まれて犠牲になったものと理解しているようだった。

声を荒らげることなく語られた父の話は、研究対象である人々に対する私の基本的な見方を変えることになった。かつて分散して船を停泊させていた連家船漁民たちが、1950年代以降は「互助組」や「生産合作社」など、各組織の成員として集団化されてきたこと、そして1960年代に今の土地へと定住した経緯といったことについては、資料を読んで理解していたはずだった。そして、この時期を連家船漁民たちがどのように過ごしてきたのか、個々人の具体的な経験について話を聞いてきたはずだった。だが、研究となると、こうした個々の生身の人々が私の中ですっかり影を潜め、無意識のうちに均質的かつ一元的な「連家船漁民」という1つの集団を想像していたのではなかったか。各時期に、各集団の内部では対立も生まれていたという父の話は、一口で連家船漁民と言っても、その経験は決して一枚岩ではないという、しごく当然のことに気づかせてくれる契機となった。

父の話は次のようなことも考えさせてくれることになった。連家船漁民たちを取り囲む社会の変化の様相は、これまで多くの研究が強調してきたように、いくつかの重要な政策の転換期に分けて考えることができる。だが、ただその時系列的な並びを眺めて、彼らの生活はこう変わったなどと片づけることはできるはずもない。父が人民公社時代に生まれた恨みや怒りを、心の奥底では現在まで引きずり続けていることからわかるように、これも当然のことながら、一人一人の連家船漁民にとっての時間というのは、一続きのものとして横たわっている。それは、政策転換などという個々の時点で切りとることなど不可能なのである。

## (2) 研究の目的と問題の所在

### ①研究の目的

本稿では、中華民国期末から現在に至るまでの中国社会において、福建省南部の水上居民たちの具体的な暮らしぶりがどのように変化してきたのか、現在漳州市Sm鎮のSm漁業社区という漁村に生活の拠点を置く連家船漁民たちの語りを積み重ねながら、理解することを目指す。その上で、a) この時期において、連家船漁民と周囲の人々との関係性がどのように現われてきたのかを考察し、b) 連家船漁民たちにとって、国民化過程をはじめとする政策がどのような意味をもってきたのか、国家の側の論理とは異なる基層社会の側から検討する。

### ②中国の村落研究：基層社会の重視と発展段階論的思考の超越

これまでの研究は、現代中国における村落社会や村人たちの経験をどのように扱ってきただろうか。歴史学者のポール・コーエンは、従来のアメリカの中国近現代史研究に対する反省を込めて、オリエンタリズム的思考を乗り越え、中国社会を複層的に捉えるためには、1) 社会の変化を中国の内側から捉える「内発的変化の重視」、2) 中国という大きな国を小規模な地域単位に分けて捉える「地域や地方の重視」、3) 社会を従来のように上からではなく、下から捉えようとする「基層社会の重視」が不可欠であると指摘する（コーエン 1988 (1984)）。

こうした姿勢は歴史学のみならず、社会学者による中国農村研究、さらに文化人類学者による民族誌の手法にも受け継がれてきた。たとえば、アニタ・チャンらの『チェン村』では、華南の農村チェ

ン村から香港に移住してきたかつての村の指導者や下放青年といった村人へのインタビューにより、この村が1960～80年代までの動乱期に経験した政治・社会・経済的秩序の変動や、その中で現れた対立や派閥間の利害関係などを生き生きと描くことに成功している（チャンら 1989（1984））。

続く1980年代後半からは、中国国内でのインテンシヴな現地調査をもとにした村落研究が現れている。日本の社会学では、1940～43年に華北農村を対象に実施された『中国農村慣行調査』（中国農村慣行調査刊行会 1952）で報告された内容を再検討する形で現地調査を行い、解放前と社会主義革命を経た後では、農村社会にいかなる変化があったのかを問う研究が出された。さらに路遥・佐々木衛らは、村落組織、親族組織、武術集団、民間宗教集団など、従来、中国社会の凝集力を生みだすものとして検討されてきた事柄に注目し、社会主義革命後でも、これらが村落内部の社会的結合を保ち続けていることを明らかにしている（路・佐々木ら 1990）。一方、三谷孝らによる一連の共同研究では、土地改革から開放政策までの国家政策の激変を末端の村ではいかに受け止めてきたのか、村人たちの語りに耳を傾けることで検討している（三谷ら 1993；2000）。

さらに近年では、改革開放政策以降の政治的枠組みの下で、人々が政策や政治運動にいかにか主体的に対応しているかを探る文化人類学者の研究が提出されている。たとえば川口幸大は、宗教的な行為が禁止された時期を経て、政府が信仰の自由を認め始めた1970年代以降、どこの農村でもみられるようになった小規模な廟の再建と儀礼の復興に注目し、そこに働く政策の力学を分析している。川口によれば、復興後の人々の信仰に関わる行為は、敢えて政府による公認を得ようとしなくて初めて、共産党による介入を受けることなく、以前と同様の比較的自由な様相を保つことができているという（川口 2010）。

上のような中国の村落を扱う研究に共通するのが、1) 国家政策のみに注目するのではなく、インテンシヴな現地調査により基層社会の側から人々の日常生活を捉え、そこから現代中国の姿を浮き彫りにする視点を持ち、2) 様々な社会変化を伝統から近代への単方向的な発展の結果とはみなさず、近代性の中に伝統の持続や伝統の再生という方向性を見出す姿勢をもつ、という点である。まさに、こうした態度こそが村落社会ひいては中国社会を複層的に捉えることを可能にしており、本稿もこの姿勢を受け継ぎたい。

ただし、中国の村落研究には弱点がある。それは、農村のみに焦点を当てるもの、農村と都市の関係に注目するもの（南 1999；天児・菱田ら 2000 など）については大きな蓄積があるのに対し、漁村や船で暮らしてきた水上居民の社会を扱ったものがほとんどないという圧倒的な偏りをみせていることである。漁民や水上運搬に従事する人々にも農村と同じような政策の転換期が訪れ、彼らもこの時代を生きてきたことに変わりはない。本稿では、第1の目的として、中国農村研究で培われてきた1)～2)の態度に依拠しながら、中国の社会変化期における連家船漁民の暮らしを詳述することで、これまでさほど注目されてこなかった水上居民たちの社会を照射することを目指す。

### ③水上居民社会の研究：陸上居民との関係性と各専門集団への集団化

中華民国から中華人民共和国成立を経て、現在に至るまでの時期における水上居民社会を扱った研究は、少数ながら存在する。ここでは、江南の太湖流域で船上生活を続けてきた漁民たちに関する太田出の研究と、広東の珠江デルタで水上人と呼ばれてきた人々に関する長沼さやかの研究について取

(7)  
りあげよう。太田は、民国期に保長辦公処が戸籍を管理する際に用いた「郷鎮戸口調査表」から、当時の保甲制度の中で漁民たちがどのように扱われていたかを分析している。そこからは、魚を売買する魚行を除けば、同じ空間に暮らす陸上の鎮民と水上の漁民の間には社会関係がほとんど共有されておらず、両者の間に何がしかの「共同性」が構築されることもなかったことがわかるという（太田 2007a）。経済面では漁民たちと外部との間に見出すことのできない「共同性」を、太田は続く論文で信仰の側面から検討している。漁民の理解によれば、民国期の保甲は有機的な組織とはみなされておらず、彼らにとっては、この地域で「社」・「会」と呼ばれる民間信仰集団が、自律的に組織された共同性を有する唯一の集団であったという。この「社」・「会」とは、彼らの祖先の故郷に当たる蘇北から太湖流域へ移住してきたという記憶を共有する漁民たちの地縁的紐帯から成る組織でもあり、1968年の漁業的社會主義改革以降でも、新しく作られた漁業村のほうではなく、この移住の記憶を媒介とした共同性のほうが重視されているという（太田 2007b）。

長沼さやかは、中華人民共和国成立後に行われた民族識別工作と集団化政策について、それらは「蛋家」・「水上人」と呼ばれて周辺の陸上漢族から非漢族とみなされてきた水辺の人々が、他者と均質な性格をもつ国民へと変化してゆく国民化の過程において、最も重要な政策であったと指摘する。民族識別工作において、水上人たちは正式に漢族と認定されるに至った。一方の集団化政策では、それまでの漁業従事者は「漁民」として、水運の従事者は「船民」として集団化された。また、この地域では、水辺での農業に携わる流動性の高い農業従事者も、漁業や水運に携わる者たちと同じく水上人と呼ばれていたが、彼らは土地改革によって耕地と宅地を分配され、「農民」として戸籍登録されていった。つまり、集団化政策は、それまで一括りに水上人とされていた人たちを、漁民・船民・農民という各専門に従事する者として識別していったのである。その中で、本来土地を必要としない生業に従事していたこれらの人々は、流通と換金のシステムをもつ組織に生計を委ねながら、次第に組織の所在地を定住の根拠地としていった（長沼 2010）。国家の側からみれば、こうして人々をある特定の土地に固定させてゆくことも、集団化の目的の1つであったといえる。

太田と長沼の研究は、本稿にとっても大きな示唆を与えてくれる。重要なのは、3) どの時期を対象とするにせよ、水上居民と陸上居民、あるいは水上居民同士の間には築かれてきた関係性に注意を払う必要があること。4) 水上居民の国民化過程は、それまで一括りにされていた人々を各専門集団として集団化し、組織に依存させることで最終的には人々を土地へと固定化したことに留意すべきであること。さらに、5) 集団化政策や漁業的社會主義改革後に形作られた新たな漁業村が、水上居民にとってはそれほど大きな社会的結合の要因となっていない、という3点である。本稿では3)~5)の指摘を念頭に置きながら、a) 民国期から現在に至るまでの大規模な社会変化期において、連家船漁民たちと周囲の人々との関係性がどのように現われてきたかを検討すること、また、b) 連家船漁民たちにとって、国民化過程をはじめとする政策がどのような意味をもってきたのか、国家の側の論理とは異なる基層社会の側から検討することを第2の目的とする。

### (3) 調査地の概況

九龍江は福建省西南部の山から大きく北溪と西溪とに二分されて台湾海峡へと注ぎこむ河である。その全長は1,923 km、流域面積は14,741 km<sup>2</sup>におよぶ（福建省龍海県地方誌編纂委員会 1993:6）。

連家船漁民たちは、この九龍江河口の汽水域に広がり、船上で寝泊まりしながら生活を営んできた。本稿で主な調査の対象とする連家船漁民たちが現在暮らすのは、九龍江の支流の畔にあるSm漁業社区という場所である。ここは、集団化の真っ最中であった1960年代前半になって彼らが獲得した居住用の根拠地であり、福建省漳州市内にある県レベルの龍海市市政府所在地、Sm鎮に属してきた。人民公社の解体後は長らく、農村と同等に扱われるSm漁業村という行政組織であったが、2003年以降は、都市部における社区設置という全国的な流れの中で、Sm鎮に設置されたSm街道に属するSm漁業社区へとその名称を変えている。現在のSm漁業社区は、区内の共産党員によって選ばれる書記を中心とした党支部と、住民による選挙を経て選ばれる主任を中心とした居民委員会を中心に営まれる政治的自治組織として機能しており、人々はそこで漁船に課せられた税や船舶の安全検査費などを支払うことができるなど、社区は人々の生活を支える仕組みとなっている。2006年の統計では、住民は1,258戸、4,544人であり、そのほとんどが連家船漁民とその後代である。この時点で水上での労働に従事する人々は全労働力人口の77.3%を占めている。

## II 中華人民共和国成立以前における連家船漁民の姿

### (1) 中華民国期の連家船漁民

#### ①連家船漁民の伝統的な作業タイプ

連家船漁民たちが伝統的に暮らしていた主な漁船の種類と作業タイプを表したのが表1である。表1の船はすべて木造で、いずれも動力を備えていなかった。a.手抛網船とb.鈎釣漁船の場合は櫂を用い、人力で船を漕いでいた。また、c.虎網漁船は大型の船（「母船 *bvo zun*」）を1艘、中型の船（「子船 *zu zun*」）を1艘、また「舢舨」(*sam ban*)と呼ばれる小型の船を1艘用いて流動定置網漁をするもので、このうち大型の船と漁獲物運搬船は、帆で風を受けて主な動力としていた。人力や風力に頼るのみでは遠くの海洋まで出ることができず、連家船漁民の人々は長らく、九龍江河口から廈門島附近にかけての汽水域で作業をしていた。なお、基本的には表1のような人数で作業を行っていたが、陸上に住居をもたない連家船漁民の人々は、夫婦と未婚の子のほかには夫の父母とともに暮らす場合や、子が結婚しても新たな船を造る経済的余裕がない場合には結婚した子の夫婦もともに1艘の船で生活することもあったという。

表1 連家船漁民の伝統的な作業タイプ（民国期）

漁船の種類	作業タイプ	船に乗る最低人数
a. 手抛網漁船	投網漁	夫婦2人と未婚の子ども
b. 鈎釣漁船	延縄漁	夫婦2人と未婚の子ども
c. 虎網漁船	流動定置網漁	夫婦と子ども夫婦など3~4人
d. 運魚船	漁獲物や日用雑貨の運搬	夫婦と子ども夫婦など3~4人

#### ②漁船幫と根拠港

連家船漁民は船での移動生活を基礎としたが、休漁期や台風の襲来時、また年越しなど重要な日になると、親族関係で結ばれた家族ごとに、九龍江沿岸部の各農村の港に船を停泊させていた。連家船

漁民側のほとんどは、自らの祖先がこうした農村の出身であるという認識をもち、同じ姓の農民たちとの間に血縁関係をもつと考えていた。こうして、各港湾には、同じ祖先をもち、血縁関係にあると考えられている連家船漁民の船が停泊し、「漁船幫」(hi zun bang) と呼ばれるグループを構成していた。人々が停泊の拠点とする港湾は、農村の沿岸部に点在しており、1つの漁船幫は近隣の港湾に分かれて停泊する連家船漁民たちが集まってできていたという。九龍江河口部には、主なもので10の漁船幫があり、1つの漁船幫の中には1~4つの同姓グループと、1~3種類の作業タイプを同じくする人々が含まれていた。この漁船幫は、作業を同じくする連家船漁民が船隊を組んで魚を捕ったり、「幫頭庇」(bang tao ang: 漁船幫で祀る神の意) と呼ばれる共通の神明(藤川 2010)を祀ったりする単位となっていた。

Sm 漁業社区の前身であったSm 漁業村で幹部を務めたことがある張石成がまとめた資料集『連家船』(張 2009)の記述を参照しながら、1926(民国15)年頃、各漁船幫が停泊の拠点としていたとされる港湾の大まかな位置について地図上に示したのが図1である。<sup>(8)</sup> 実際には、彼らはこれらの港湾の付近に散在する形で船を停泊させていた。連家船漁民の多くは造船技術をもたず、造船や船の修繕の際には、根拠港のある農村にいた船大工に頼むことが多かった。船大工と連家船漁民の間には強い信頼関係があり、船を造る時に金が足りなければ金ができるのを待ち、この船大工に返済する形をとることもあったという。こうした意味で、移動生活を基礎としていた連家船漁民にとって、根拠港は大きな意味をもっていた。

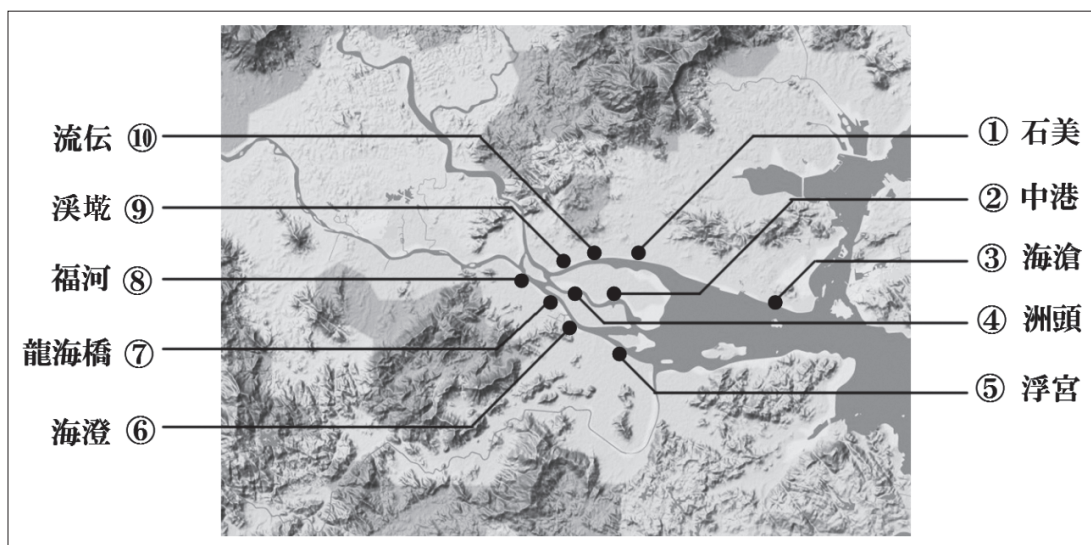


図1 民国期の九龍江河口における連家船漁民の停泊拠点  
(Google 地図をもとに、筆者が加筆・修正)

### ③保甲制度

この頃、各漁船幫に所属する漁民たちは、作業のタイプを同じくする集団ごとに海澄県浮宮郷水上保・龍溪県石美郷漫頭保・龍溪県烏礁郷漁州保という3つの郷、3つの保に分かれて所属していた(後述の「Ⅲ 連家船漁民の集団化過程」に掲載の表3を参照)。表3からもわかるように、同じ石美漁船幫に所属する連家船漁民であっても、流動定置網漁をする人々は海澄浮宮水上保に、投網漁をする人々は龍溪石美漫頭保によってそれぞれ管轄されるというように、習慣的に漁を行っていた主な漁

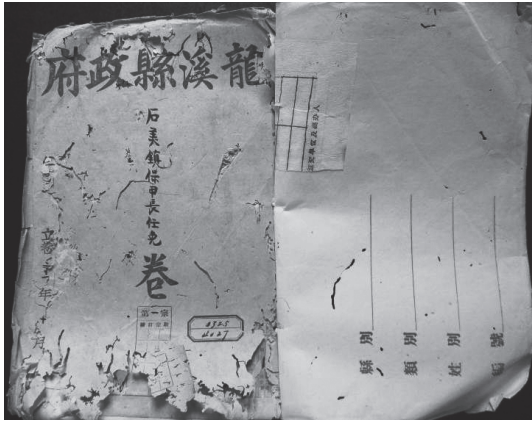


写真1 「龍溪縣政府石美鄉保甲長任命卷」表紙

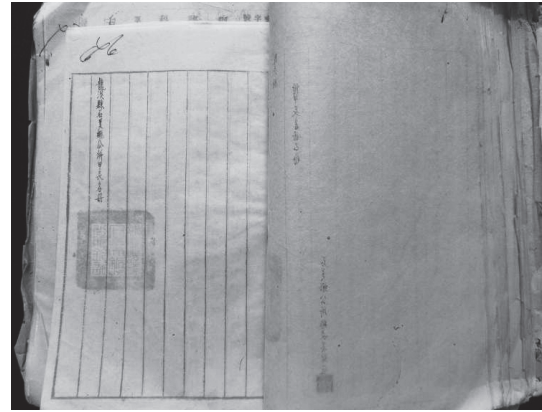


写真2 「龍溪縣政府石美鄉公所甲長名冊」表紙

場のある場所を基準として保に編入されたようである。<sup>(9)</sup>

太田(2007a)の報告する太湖流域漁民とは異なり、龍溪県石美郷漫頭保・龍溪県烏礁郷漁州保・海澄県浮宮郷水上保はいずれも連家船漁民の家族だけで編成されていたと考えられる。2011年9月13日、連家船漁民たちを管轄していたかつての龍溪県・海澄県の档案資料を保管する龍海市档案局を訪れることができた。そこで閲覧・撮影を許可された史料のうち、連家船漁民と保甲制度の関わりを示すものは、残念ながら「龍溪縣政府石美郷保甲長任命卷」(資料番号032.5-4027。写真1)に収められた「龍溪縣政府石美郷公所甲長名冊」(民国32年10月。写真2)の一部に過ぎなかった。しかし、ここからは連家船漁民たちの所属した保の特徴の一端を窺うことが可能である。この名簿からは、1943(民国32)年の時点で、石美郷は楊福保、埔尾保、蔡丁保、南門保、石東保、北門保、埭頭保、壺西保、漫頭保という計9つの保から成っていたことがわかる。前の8つの保ではいずれも農民が甲長であるのに対し、最後の漫頭保において甲長を務める7人は、いずれも「捕魚」(漁)に従事していた学歴をもたない漁民であった(表2)。連家船漁民たちの記憶と照らし合わせると、ここに登場する漁民の甲長全員が連家船漁民であると考えられ、この漫頭保も連家船漁民のみで構成されていたとみることができよう。保甲制度の下で連家船漁民たちは、錨を降ろして漁をするために各漁船に求められる「占地稅」(銀24元/年)、<sup>(10)</sup>「海霸」に保護を願うため漁船ごとに出す「保護費」(銀24元/年)、ほかにも漁船を停泊させる場所に対する「地頭稅」、漁民一人一人に対して課せられる「保甲稅」など、数種類の金を支払わされていたという(張2009:56)。

表2 民国32年10月当時漫頭保各甲の甲長を務めた人

保別	甲別	姓名	年齢	籍貫	学歴	経歴	備考
漫頭	一	欧ザイチュエン	26	龍溪	無	捕魚	
〃	二	張シーファ	37	〃	〃	〃	
〃	三	欧サンフォン	47	〃	〃	〃	
〃	四	郭ヤン	26	〃	〃	〃	
〃	五	張シーヨウ	27	〃	〃	〃	
〃	六	張シャオライ	35	〃	〃	〃	粗識文
〃	七	張? (判読不可)	28	〃	〃	〃	

(龍溪石美郷公所甲長名簿より。個人情報保護のため、名前はカナで表記)

#### ④婚姻関係のネットワーク

ここで、連家船漁民の間でどのような関係が結ばれていたのかを知る具体的な例として、婚姻関係に注目してみよう。

##### 事例①：張シーチン（1944年生・男性・洲頭漁船幫出身）

母親の黄シンインは、洲頭漁船幫に属し、投網漁をする漁船で生まれ育った。シンインは、両親とともに投網漁をしていたが、18歳頃になって同じく洲頭漁船幫で流動定置網漁をする家庭の6人兄弟の5番目だった張バオチンと結婚した。結婚して間もなく、バオチンは子どものないまま事故死してしまった。2人と同じ洲頭漁船幫に属していた流動定置網漁をする男性に、張ティエンクーという人がいた。この人は、2人兄弟、5人姉妹の長男であった。自分たち漁民が結婚する時には、普通は船を新しく造る必要があるが、家庭が貧しかったためにティエンクーは大きくなっても自分の船をもつことができなかった。そのため、ティエンクーが結婚するのは不可能なことでありと家族の誰もが考えていた。しかし、寡婦であったシンインであれば婚資もほとんど要らないというので紹介され、バオチンの死後1年たったところで、結婚することになった。

ティエンクーの姉のうち1人は、知人の紹介で厦門島にある厦門港を根拠港とする船上生活者のもとへ嫁いだ。この夫は、大型の漁船に乗り、主にタチウオを捕っていた。2人の姉は、龍海漁船幫に所属していた投網漁船の連家船漁民と結婚した。別の2人の姉は、九龍江の中流域の農村沿岸の石洲を根拠港とし、やはり船上生活者をしてきた投網漁船の男性に嫁いだ。弟は、小さな頃から同じ洲頭漁船幫で流動定置網漁をしていた比較的裕福な親戚の所で雇われ、漁や雑用を手伝う「漁工」として働いていた。結婚後しばらく、ティエンクーはサンパンと呼ばれる小さな船を造って延縄漁をしていた。しかし、小型の船に乗り夫婦でする延縄漁で捕れる魚は限られており、収入にはつながらなかった。生活が困難になったティエンクーは、すぐに弟とは別の親戚の所で流動定置網漁を手伝う漁工として働くことになった。後に、ティエンクーとシンインの間には1男6女が生まれた。そのうち、1944年に張家の4番目として誕生した長男が、自分である。

張シーチンの母親シンインと、その最初の夫でシーチンとは血のつながらない父親に当たる張バオチン、さらに再婚相手であるシーチンの実父に当たる張ティエンクーとは、いずれも同じ漁船幫に属する連家船漁民同士で結婚している。中国では、同一父系親族内の婚姻を嫌うのが一般的であり、シーチンの母親の結婚は、連家船漁民の人々の間にも、こうした考えがあったことを窺わせる例である。また、ティエンクーの5人の姉の例からは、連家船漁民の人々が、各漁船幫の範囲を越えて婚姻関係を結ぶ様子がみとれる。ティエンクーの2人の姉が同じ九龍江河口で船上生活者をしてきた龍海橋漁船幫の男性に嫁いだように、連家船漁民の人々の多くにみられる結婚とは、先に紹介した10の漁船幫の間でなされるものだった。さらに、これら10の漁船幫のほかに、九龍江中流沿岸部や河口に位置する厦門島などにも船上で暮らす人たちがいた。事例①からは、連家船漁民たちが、こうした少し離れた地域で船上生活者をする人々との間にもネットワークを築いており、婚姻関係をもっていたことがわかる。

こうした例からもわかるように、連家船漁民は自らの所属する漁船幫か、ほかの漁船幫、あるいは



少し離れた地域で船上生活を送る人々との間で婚姻関係を結ぶことが大多数であった。一方で、現在のSm 漁業社区に暮らす年輩者の中には、ごく少数ながら、農民出身者と結婚したという人もいる。

#### 事例②：張アーグン（1944年生・男性・海澄漁船幫出身）

現在80代後半になる父親の張アーロンは、海澄漁船幫で投網漁をする夫婦の長男として生まれた。アーロンがまだ2、3歳の頃に母が、5、6歳の頃には父が、どちらも病気で亡くなった。小さかったアーロンは、同じく海澄漁船幫で投網漁をしていた父の兄（伯父）に育てられることになった。この伯父には、息子が1人いた。2人の男子を育てることになった伯父夫婦には経済的余裕がなかったため、将来、結婚資金が足りず、息子たちが結婚できないのでは、と心配していた。そこで伯父は、小さな女の子を貰ってきて育てれば、投網漁を手伝う労働力も手に入るし、大きくなった頃にどちらかの男の子と結婚させることができるだろうと考えた。

当時、農村には家が貧しく育てきれなくなった子どもを売りたいという農民が多かった。そこで、アーロンの伯父は農民から2、3歳だった蔡フーホアという女の子を安い値段で買ってきて、2人の男の子とともに育てることにした。アーロンと伯父の息子、フーホアの3人は兄妹同然に育てられ、フーホアも投網漁を手伝えるようになった。同じ船で大きくなったアーロンとフーホアは、床をともにして実質上の結婚生活を始めたと聞いている。自分は、この2人の間に生れた6男3女の長男である。

事例②からは、中華民国期において、連家船漁民と農民の子女との間の結婚がごく少数ながらあったことがわかる。蔡フーホアのように、将来自分の家庭の息子の妻とするために幼い頃から引きとって育てる女の子のことを、中国では「童養媳」と呼んでいる。この習慣は、中華人民共和国成立以前には福建省南部でも比較的よくみられた。こうした童養媳以外にも、連家船漁民の家族が農村から養子として迎えた男女が、ほかの家庭の連家船漁民の子女と婚姻関係を結ぶこともあったという。しかし、そのほぼすべてが、蔡フーホアの場合のように、幼い頃に農民の親元を何らかの理由で離れて連家船漁民のもとで育てられ、船の操作方法や漁の仕方、また運輸に関わる知識や技術をもつ人に限られていた。こうしてみると、中華民国期までの連家船漁民たちが多くの場合には彼ら同士で婚姻関係を結んでいたこと背景には、語られることが多い「土地や家をもたぬから、農民の娘は娶ることができない」という考えよりも、それ以上に、船に暮らし、船上の労働で生計を立てていくだけの知識や技術をもたない女性を船に迎えることはできないという連家船漁民の側の論理が働いていたと考えることができる。

## (2) 国共内戦期の連家船漁民

### ⑤ 厦門島・鼓浪嶼島の解放作戦への参加

1949年10月、すでに解放されて共産党政権下にあった九龍江流域から、九龍江を下って河口に位置する厦門島・鼓浪嶼島という2つの島に暮らす人々を解放する、通称「解放厦鼓作戦」が実行されることになった。連家船漁民たちの中にもこの作戦に協力する者がいた。連家船漁民たちには、人民解放軍を組に分けて船に乗せ、厦門島と鼓浪嶼島まで運ぶという命が下された。九龍江河口の連家船

漁民たちの中から、漁船 157 艘、13~60 歳まで 128 名の「支前船工」（前線支援船員）が選ばれ、10 月 5 日の夜、人民解放軍の指揮のもと、九龍江河口を出発した。最終的にはそのうち、24 名がこの作戦の中で犠牲となり、殉死している（張 2009：112）。父親がこの作戦に参加した黄チェンフーの語りを見てみよう。

**事例③：黄チェンフー（1944 年生・男性・石美漁船幫出身）**

父親の黄ディオンホアは、石美漁船幫に所属し、虎網漁船に乗っていた。自分が生まれたばかりの頃、父の船は今にも壊れそうな船で、大きな母船 1 艘と小さな子船 1 艘に、父方の祖父と父母、兄と姉 2 人、自分、妹 1 人という 8 人で暮らしていた。金はなかったが、まじめに漁をすれば、家族で食べていけるという毎日だった。父は家族のために、同じ漁船幫の人たちとやっていた「標會仔」（*bio hue a*：成員で定期的に金を出し合い、順番で 1 人ずつ貯まった金を貰う互助組織）で金を受け取れるようにして貰い、母船を新造した。船が届いてから 20 日ほど経っても、父はもったいないからと言って、この新しい船を漁に出そうとはしなかった。

この時に解放軍がやって来たのだ。「『支前船工』を志願してくれる人を探している。連家船漁民の皆に解放軍を船に乗せて運んで貰い、九龍江を下って厦門と鼓浪嶼を解放したい」と言って、解放軍は連家船漁民の参加を募っていたらしい。父は、解放軍に託さえすれば、貧しい暮らしから逃れられると信じた。父は石美漁船幫の黄姓の親戚たちの同世代の中で一番年上だったので、父が支前船工に行くと言えば、そのイトコたちも行かないわけにはいかなくなり、黄姓から十数人が名乗りを上げて、父が新造したばかりの船を含む 2 艘の母船で登録することにした。父が船を出して支前船工に行くと、残った家族には「安家費」として 500 斤（1 斤=0.5 kg）の米が貰えた。

結局、父は支前船工として出て行ったすぐ次の日、旧暦 8 月 25 日（10 月 6 日）に犠牲となって、あっけなく死んでしまった。骨がどこにあるのかもわからずじまい。ただ、厦門島のすぐそばにある小さな無人島で亡くなったことを知らせる紙切れが来ただけだった。これも本当かどうかはわからぬままだ。この時、自分は 3 歳だった。すぐに、残された家族のために賠償金が払われることになった。金額がいくらだったかは知らないが、現金は漁船 1 艘と父の命に対して払われた。漁網など他の財産に対しては 50~60 担（1 担=50 kg）の米が支払われることになった。母船もなくなり、こんなにも大量の米を小さな子船に積んではおけないので、いつも船を泊めていた石美の川岸に住む農民の家に預けておいた。必要な時に取りに行き、船の上で炊いて食べればいいと思っていた。すると、父が亡くなってやがて 1 年が経つという旧暦の 8 月 15 日に、大潮で九龍江の水位が上がって農家の倉庫を水浸しにし、預けてあった米が全部水に浸かってしまった。それで、賠償金代わりに貰った米が食べられなくなってしまったのだ。

黄チェンフーの父が言う「長く続く貧しさから逃れるためなら、人民解放軍に協力しよう」という理由は、解放作戦に参加した多くの連家船漁民に共通するものだっただろう。共産党の宣伝が連家船漁民の間で具体的にどのような形で進められたのかは不明だが、こうした理由はそれまで貧困の上に重くのしかかる苦しい税にあえいでいた多くの連家船漁民たちを動かす大きな力になったと考えられ

る。より重要なのは、ひとたび共産党の考えに賛同する者が現れると、同じ作業をする同姓グループの間にあった年齢の序列によって年上の者が年下の者を解放作戦の参加へと巻き込んでゆくことがあったということである。船隊を組んで漁をしたり、共通の祖先や神明を祀ったりする時に働いてきた年齢序列の論理が、解放作戦への参加に際しても働いたと考えられる。

この「解放厦鼓作戦」への参加は、連家船漁民の人々の暮らしを理解する上で欠かすことのできない要素であり、連家船漁民出身の作家や郷土史研究家たちがしばしば言及する事柄でもある。それは、解放作戦への参加と多くの「烈士」の犠牲によって、自分たち連家船漁民は初めて、社会に大きく貢献した革命同志として認められたのだという自負とも大きく関わるためだろう。こうした基層社会の力が結集することで、1949年、中華人民共和国は誕生した。当然ながら、中華人民共和国が成立し共産党政権下の世になったとて、それまでの貧しい生活が一変することは考えにくい。貧しさからの脱却を、続く集団化政策に求めた者も多かった。

### Ⅲ 連家船漁民の集団化過程

以下では、龍海市の前身であった龍海県が出した『龍海県誌』（福建省龍海県地方誌編纂委員会 1993）の内容を参照しながら、まず龍溪県・海澄県における集団化が農業従事者を対象としてどのように進められたのかをまとめる。その後、連家船漁民たちがこの時期をどう暮らしてきたのか、聞き取りによる資料を中心とし、足りない部分については張石成のまとめた資料集『連家船』（張 2009）の記述を参照する形で、具体的な様相を明らかにしていきたい。

#### (1) 龍溪県・海澄県における集団化政策の流れ

『龍海県誌』によれば、龍溪県・海澄県では、1950年の夏から4つの郷において試験的に土地改革が実施された。その後、1950年11月から1951年8月までを2期に分け、県内全域で土地改革が行われた。1951年11月の段階では、土地の所有を示す「土地証」の発行作業が完成している。この土地改革の結果、龍溪県では53,365戸、海澄県では37,301人が土地を与えられ、耕作が可能となった（福建省龍海県地方誌編纂委員会 1993:106）。

土地改革によって耕作地を手に入れた農民だったが、経済的な基盤が脆弱であったため、資金・家畜・農具・生産技術などの不足につながった。そのため、1951年には世帯を最小の単位として、いくつかを組み合わせた「互助組」が作られ始め、互助組内で共同作業に当たるようになった。また、1952年1月になると、龍溪県では互助組を基礎として初級生産合作社が作られることになった。初級生産合作社では、土地や家畜、農具などは私有とされ、土地の所有率によって収入が分配された。さらに1954年には、初級生産合作社を基礎に高級生産合作社が作られ始めた。高級生産合作社においては、土地や家畜、農具は合作社の共有となり、土地の所有率によって収入が分配される方式も改められて、労働日数や個人の技術などに応じて収入が決まる労働点数制となった。1958年になると、それまで100～200世帯から構成されていた生産合作社を合併させ、5,000～10,000世帯から成る人民公社を成立させる動きが出た。龍溪県・海澄県では合わせて22の人民公社が設立されている。各人民公社の下位には現在の村に当たる生産大隊が置かれた。人民公社では、生産大隊の労働計画に

表3 連家船漁民の集団化過程

漁船村	根拠港	作業タイプ	民国期	1949年	1950年	1951年	1952年	1953年	1955年	1956年	1958年	1960年	1977年	～2003年	現在
石美	①	流動定置網漁	海澄県浮宮郷水上保		石美大網村	石美万榕郷人民政府	互助組1	互助組1	石美海光漁業第一初級社	石美海光漁業高級社	Sm 漁業生産大隊	Sm 人民公社 Sm 漁業生産大隊		漳州龍海市 Sm 鎮漁業村	漳州龍海市 Sm 街道 Sm 漁業社区
							互助組2	互助組2							
							互助組3	互助組3							
							互助組4	互助組4							
		投網漁	龍溪県石美郷漫頭保	漁民工会	石美小網村	石美万榕郷人民政府	互助組1	互助組1	石美海光漁業第二初級社						
							互助組2	互助組2							
							互助組3	互助組3							
							互助組4	互助組4							
							互助組5	互助組5							
							互助組5	互助組5							
洲頭	④	流動定置網漁	龍溪県龍潭郷漁州保	—		Sm 水上郷人民政府	互助組1	互助組1	Sm 海声漁業第一初級社	Sm 海声漁業高級社	Sm 漁業生産合作社				
							互助組2	互助組2	Sm 海声漁業第二初級社						
							互助組3	互助組3	Sm 海声漁業第三初級社						
							互助組4	互助組4	Sm 江鷹漁業第五初級社						
	投網漁	—	—	—	—	—	—	互助組1	互助組1						江鷹漁業第五初級社
								互助組2	互助組2						Sm 江鷹漁業第三社
								互助組3	互助組3						Sm 江鷹漁業第四社
								互助組4	互助組4						Sm 海声漁業第四初級社
中港	②	投網漁	龍溪県龍潭郷漁州保	—	—	—	互助組1	互助組1	Sm 海声漁業第五初級社						
							互助組2	互助組2	Sm 江鷹漁業第一初級社						
福河	⑧	投網漁	龍溪県龍潭郷漁州保	—	漁州村漁民協會	—	互助組1	互助組1	Sm 江鷹漁業第二初級社						
							互助組2	互助組2	Sm 江鷹漁業第一初級社						
龍海橋	⑦	流動定置網漁	海澄県浮宮郷水上保	—		—	互助組1	互助組1	Sm 海声漁業第四初級社						
							互助組2	互助組2	Sm 海声漁業第五初級社						
							互助組3	互助組3	Sm 江鷹漁業第一初級社						
		投網漁	龍溪県龍潭郷漁州保	—	—	—	—	—	互助組4	互助組4	Sm 江鷹漁業第二初級社				
									互助組5	互助組5	Sm 江鷹漁業第三初級社				
									互助組6	互助組6	Sm 江鷹漁業第一初級社				
流传	⑩	投網漁	龍溪県石美郷漫頭保	—	—	—	互助組1	互助組1	Sm 江鷹漁業第五初級社						
溪墘	⑨	延縄漁	海澄県浮宮郷水上保	—	—	—	互助組1	互助組1	Sm 江鷹漁業第一初級社						
海滄	③	流動定置網漁	海澄県浮宮郷水上保	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
海澄	⑥	投網漁	海澄県浮宮郷水上保	—	—	—	—	互助組1	一初級社	—	Lh 漁業生産合作社	Lh 人民公社 Lh 漁業生産隊	Sm 漁業生産大隊	—	—
浮宮	⑤	流動定置網漁	海澄県浮宮郷水上保	—	—	—	—	互助組	一初級社	—	Fg 水上漁業大隊			龍海 Fg 鎮漁業村	

(表中の根拠港①～⑩は、前出の図1にある各港の番号に対応)

従った集団労働と収入分配，生活の集団化が進められることになった（福建省龍海県地方誌編纂委員会 1993：107-108）。さらに1978年，計画経済が立ちゆかなくなると，鄧小平による改革開放路線が展開されるようになった。これにより，人民公社は廃止され，生産や販売が個人に任せられる生産責任制へと移行した。こうして，耕作地は人々に分配され，家畜などは個人に払い下げられた。

以上は，当時の龍溪県・海澄県において，主に農業従事者を対象にして進められた集団化の過程を

示している。ここからは、土地をもたず、水上での移動生活を基礎としていた連家船漁民の人々が集団化されていく過程についてみてみよう。『連家船』と『龍海県誌』の記述をもとに、連家船漁民の人々が中華民国期から現在まで、どのような組織に所属してきたのかをまとめたのが表3である。

## (2) 互助組から人民公社へ

### ①互助組への編入

中華人民共和国の成立した1949年12月、石美漁船幫の投網漁民たちは漁民工会と呼ばれる組織を成立させた。1950年1月には洲頭・中港・福河・龍海橋の各漁船幫に所属していた漁民たちは、洲頭漁船幫の根拠港があった西良郷という所に、漁州村漁民工会を成立させた。同年の5月になると、それまで同じく石美漁船幫の所属でありながら海澄県浮宮水上保の管轄下にあった流動定置網漁民たちは海澄県を出て、龍溪県へと編入された。そして、石美漁船幫の流動定置網漁民たちは石美大網村を、投網漁民たちは石美小網村を作るに至った（張 2009：25；64，福建省龍海県地方誌編纂委員会 1993：214）。

1951年12月、石美漁船幫の漁民たちは龍溪県万榕郷人民政府を自ら組織し、翌1952年の1月には2つの互助組を作るようになった。一方の漁州村漁民工会は流伝・溪墘の各漁船幫に所属する漁民たちと合併してSm水上郷人民政府を組織した。この年、海澄県では、ほかに陸上に家屋をもつ漁民たちによって2つの互助組が作られている。こうして、1952～54年までの間に龍溪県では40の漁民互助組が組織され、そこに390世帯が組み込まれるようになった。これは実に当時の漁民の85%を占める数である。海澄県では64の漁民互助組が組織され、そこには漁民の65%を占める525世帯が参加したという。互助組では、連家船漁民たちの船や網、そのほかの漁具などはすべて私有によるものとされた。その一方で、収入は各人の労働に応じて分配された（張 2009：64-65，福建省龍海県地方誌編纂委員会 1993：214）。

### ②漁民船工子弟小学校の設立

1953年、Sm水上郷人民政府を組織していた連家船漁民たちは、九龍江の川岸に漁民船工子弟小学校を設立した（張 2009：103）。連家船漁民の人々は、船での移動生活が学校への通学に向かないこともあって、そのほとんどが長らくの間教育を受ける機会に恵まれてこず、そのことが彼らの社会的な地位を低める原因ともなっていた。この状況を改善するために、連家船漁民たちは自分たちの手で、連家船漁民の子弟が通うための小学校を設立したのである。

#### 事例⑤：張アーチン（1946年生・男性・洲頭漁船幫出身）

自分は、洲頭漁船幫の運魚船で生まれ育った。7歳になった頃、現在Sm漁業社区が置かれる場所の近く、九龍江の畔に漁民船工子弟小学校ができた。自分たちは、この学校を「漁民小学」と呼んでいた。当時、連家船漁民の子どもで漁民小学へ通う資格があっても、そこへ通う子どもはほとんどいなかった。「学校へ行く時間があるなら、漁を手伝え」と考える親が多かったからだ。しかし、自分の父親は、幼い頃の教育の大切さを知っていた。父親は、流動定置網漁をする両親のもとで育ち、学校へ通ったことは一度もなかった。父親は、教育を受けなかったことで苦

労をしたので、せめて息子にはそんな思いをさせたくないと考えたのだろう、自分を漁民小学へ通わせることにしたのだ。

自分は漁民小学の第1期生として1年生から学校へ通うことになった。一緒に入学した同級生は、10人程度だった。ここには、宿舍が併設されていて、まずかったが給食も貰うことができた。そうしないと、連家船漁民の子どもたちは学校へ通うことができなかったからだ。自分は、漁民小学を卒業した後に龍海一中という中学校へ1年半だけ通ったが、経済的余裕もなく、すぐに父母の運搬船に戻り、作業を手伝うようになった。

1953年に連家船漁民の手で設立された漁民船工子弟小学校には、移動を基礎とする船での暮らしを考慮に入れて、子どもたちの宿舍や給食が完備されていたことがわかる。しかし、小学校へ入っても中途退学するか、あるいはそもそも学校へ入学しないという子どもたちも多かったようである。また、子女の学校教育というのは、各地の水上居民にとって陸へ上がる契機となることが多いが（長沼2010など）、陸上に住宅がなかったこの時期の連家船漁民の子女は、仮に小学校を卒業したとしても、その後はやはり父母の船へ戻って仕事を手伝うということになり、学校教育を受けること自体が彼らの陸上への定着に直接影響を与えることはほとんどなかったといえる。

### ③漁業初級社・高級社の成立

1955年、Sm水上郷で流動定置網漁をしていた漁民たちは第一～五までのSm海声漁業初級社を組織した。一方の投網漁民たちは、第一～五までの江鷹漁業初級社を設立した。同年9月、万榕郷人民政府に所属していた流動定置網漁民は海光漁業第一初級社に、投網漁民は海光漁業第二初級社に組み込まれた。連家船漁民の乗る船や網などの漁具は相当額を支払われた上で初級社の所有とされた。また、漁民の収入は、労働と出資金の占める割合により、初級社が計算した上で分配された（福建省龍海県地方誌編纂委員会 1993：214）。

1956年になると、石美海光漁業第一・第二初級社は合併し、石美海光漁業高級社が成立する。同年3月、Sm海声漁業初級社と、Sm江鷹漁業初級社は合併し、Sm海声漁業高級社が組織された。2つの漁業高級社に参加した漁民は、527世帯、2,337人に上った。こうして、龍溪県・海澄県はすべての連家船漁民を集団化させたのである。船などの所有と漁民たちの収入の計算方法は、初級社の場合とほぼ同じであった（福建省龍海県地方誌編纂委員会 1993：214）。

### ④人民公社漁業生産大隊の成立

1958年5月、海声漁業高級社と海光漁業高級社は合併し、Sm漁業合作社が組織された。続く1960年の5月、Sm漁業合作社はSm人民公社Sm漁業生産大隊へと名称が改められた。人民公社においては、現在の村に当たる漁業生産大隊が基本的な「核算単位」とされ、労働力、物資、水産物、財務のすべてがこの核算単位である生産大隊によって管理されることになった。また、生産大隊が得た収益は、生産大隊によって統一分配された（福建省龍海県地方誌編纂委員会 1993：214）。さて、この時期に、連家船漁民たちはどのように暮らしていただろうか。

**事例⑥：張シーチン（1944年生・男性・洲頭漁船幫出身／前出）**

父は、洲頭漁船幫の親戚がもつ虎網漁船に漁工として雇われることになった。9歳になっていた自分も、父を手伝って流動定置網漁に参加した。父母や祖父母の代から生活は貧しく、人の船で雇われていたので、自分たち家族は「貧漁」階級に区分された。11歳になった頃、漁民小学へ入学することになった。しかし、3年生の頃に父が病死してしまった。その後、洲頭漁船幫の親戚のために漁網を編んで生計を立てていた母親を助けるために、Sm漁業生産大隊に動員されて1年間だけ九龍江下流域で流動定置網漁をした。学校での勉強が好きだったので、小学校に復学した。6年生で高等小学校を卒業し、近隣にあった龍海一中という中学校へ進学した。しかし、母親のシンインが反対したので、1年生の1学期が終わったところで退学することにした。

中学校を退学した後は、Sm漁業生産大隊の第三生産隊に入り、虎網漁船に乗って九龍江河口で漁を行うようになった。漁で捕れた魚は漁業生産大隊にもち帰り、生産大隊が一括管理していた。漁に参加し始めた当初は、1ヶ月に2.5工分しか貰えなかった。当時、1工分は2円で、1ヶ月に何工分貰えるかは、生産大隊が各人の体力や技術を考えて計算していた。普通、若いと高い工分が貰えないのだが、自分は幼い頃にも父親とともに親戚の流動定置網漁船で漁工として働いた経験があり、体力も魚を捕る技術もあったので、すぐに1ヶ月当たり4工分、つまり8元が貰えるようになった。この8元は、生活費として母親に渡し、貯金などはできなかった。

**事例⑦：楊アーパン（1949年生・女性・龍海橋漁船幫出身）**

龍海橋漁船幫で虎網漁船に乗る家庭の長女として生まれた。漁民船工子弟小学校で3年生まで学んだ後、自分は父母のいる虎網漁船に帰って漁を手伝うことにした。小学2年生までで退学した弟と、小学6年生まで学んだ妹が相次いで父母の船へ戻ってきたので、Sm漁業生産大隊が組織された後は、父母と兄弟3人の合計5人で虎網漁船に寝泊まりして暮らしていた。流動定置網漁は、母船・子船と舢舨と呼ばれる小型の船をそれぞれ1艘ずつ用いて行っただが、家族は一番大きな母船で生活していた。九龍江の下流域や厦門島の附近、あるいは金門島のほうまで移動しながら、ウナギの稚魚やほかの魚を捕っていた。厦門島から外海へ出ると急に波が高くなり、自分はすぐに船酔いをしてしまうので、船での生活はあまり快適ではなかった。

父母は、「中漁」階級に区分されると記憶している。家族以外の人を雇ってはいなかったからだろうか。船には、家族だけが乗っていたが、船は当時、公のものとなっていたはずだ。この時、父親は9.5～10工分、母親は6工分を貰っていたと聞いたことがある。当時、1工分当たり2円で計算されていたので、父親は19～20元、母親は12元ほど貰っていたのだろう。自分たちは、小さな頃はどれだけ漁を手伝ったとしても工分を貰うことができなかった。16歳頃になってやっと、工分を貰えるようになった。

龍溪県・海澄県全域の農業従事者の場合、1951年までに土地改革が終了していたのに対し、連家船漁民の人々は、土地改革とは無縁であった。彼らは互助組から漁業初級社、漁業高級社、さらに漁業合作社から人民公社漁業生産大隊へ、次々と集団化されていく中でも、依然として家族単位の連家船で移動生活を続けながら各組織に所属していたのである。それが、続く1960年代からは状況が一

変することになる。

### (3) 土地の獲得と生活・生産拠点の確立

#### ①台風の被害と定住用地の獲得

1960年、連家船漁民たちは自分の土地といえる居住地を手に入れることになる。大きな契機となったのは、1959年8月に九龍江沿岸一帯を襲った巨大な台風であった。この台風は、当時の龍溪県内において319人の死者を出し、河沿い約42kmに渡って防波堤を破損させるほどの被害をもたらした（福建省龍海県地方誌編纂委員会：76）。船に暮らしていた連家船漁民たちは逃げ場をもたず、132人が溺死し、漁船327艘が破損する大惨事となった（張 2009：81）。これを受け、当時Sm漁業生産合作社を管轄下に置いていた当時の龍溪県人民政府は、連家船漁民たちの居住問題に関心を向けるようになった。九龍江支流に位置していた2つの農業生産大隊に命じて、耕作用地の一部をSm漁業生産合作社に譲渡させ、14万元を投じて連家船漁民たちのための集合住宅2棟を造ったのである（張 2009：97）。これが、現在Sm漁業社区が置かれている場所である。

#### 事例⑧：楊アーパン（1949年生・女性・龍海橋漁船幫出身／前出）

19歳になって、洲頭漁船幫出身で5歳年上の男性、張シーチン（前出）と結婚した。シーチンは当時、漁業生産大隊の命を受け、社会主義教育運動の「積極分子」として活動しており、陸地で働いていた。自分は昔から漁業生産大隊の根拠地となった龍海橋に船を停泊させていたので、陸地で働く彼とは顔見知りになっていたところ、ほかの人から彼を結婚相手として紹介され、結婚することになったのだ。1961年頃、シーチンの母親である黄シンインは、漁業生産大隊に新しくできた集合住宅の一部屋を与えられた。シーチンも陸上で働いていたので、自分も結婚を機に船を離れて姑のシンインの家に同居することにした。この集合住宅は、トイレがなく、用を足す時には外に造られた公衆便所へ行っていた。2階建ての建物にある1階の小さな部屋だったが、家があるというのは嬉しいことだった。それ以来、現在までの間、自分は一度も漁船に乗って漁などをすることはなかった。自分の父親は、1971年頃になって病気で亡くなった。だから、父親は生まれてから亡くなるまで、ついで陸地の家に住むことはないままだった。その後、母親と弟は、親戚を迎えて3人で流動定置網漁船に乗り、漁を続けた。

この土地に初めて建てられた集合住宅は、116戸、348人の連家船漁民の人々を定住させるだけの容量をもっていた（張 2009：97）。そこで優先されたのは、夫という一家の大きな働き手を失ったシーチンの母親のように、漁へ出かけることが困難な老人や女性だった。この頃から、陸上に住居をもたない連家船漁民たちも、台風や休漁の時にはSm漁業合作社の置かれたこの土地を流れる九龍江の支流に帰ってきて、船を停泊させるようになった。その一方で、この支流に船を停泊させる時には、近隣の村に暮らす人々との間に問題も起きていた。

#### 事例⑨：楊アーパン（1949年生・女性・龍海橋漁船幫出身／前出）

自分の両親は、年越しや神明の誕辰になると、今のSm漁業社区の中を流れる九龍江の支流に



流動定置網漁船を停泊させていた。昔から、ここは龍海橋漁船幫の連家船漁民が船を停めておく場所だった。集合住宅ができると、かつては他の漁船幫に属していた人たちも皆、船をここに寄せるようになった。だが、ここに船を停泊させる漁民はほかにもいた。それが隣のGk村の漁民たちだった。この人たちはGk村の中でも港口という地区に住んでいたため、自分たちは、彼らを「港口漁業隊の人」と呼んでいた。Gk村港口の人たちはほとんどが農民だったが、一部の人は、男1人か2人で木の船に乗り、日帰りで九龍江へ出かけてカニを捕っていた。この人たちの乗る船に、竈や寝泊まりできる船室はなかった。彼らは漁民だったが、自分たちが住むための家と、農地をもっていた。船に乗る者なら誰でも、船を停泊させる時に、九龍江の本流へ出やすい所など、条件のよい場所を選びたい。もちろん、港口漁業隊の人たちも同じことを考えていた。それで、争いが絶えず起こっていた。港口の人は、農民であれ漁民であれ、自分たち連家船漁民にとってはとても怖い存在だった。小さい頃から自分たちが陸へ上がると、「早く船に戻れ」というのは、決まって港口の人たちだった。船を停泊させる場所に関しても、港口の漁民たちは「ここは俺たちの港だ。船を停めるなら、あっちに停める」と言ったり、「船を停めるなら金を払え」といって金銭を巻きあげたりしていた。

1960年にSm漁業生産合作社に与えられた土地というのは、このGk村の港口と、その川向いにあった西頭という地域の耕作地であった。水上居民の定住化の問題は、地方政府の側が政策として彼らを陸地に設けた一定の場所に固定化させてゆくものとして語られることがある（長沼 2010）。これに対して連家船漁民たちの場合、為政者側の意図がどうであったにせよ、定住化の過程は彼ら自身の側からは、「長年もつことのできなかつた家を貰えて嬉しい、政府よ、ありがとう！」という住居の獲得の記憶として語られる。ただし、連家船漁民たちが政府から正式な許可を得てこの土地を手に入れ、集合住宅を建てた後でも、彼らと以前から土地をもっていた周辺の農民や漁民の間には、かなり大きな隔たりがあったといえる。とりわけ、当時すぐ隣の地区に住み、Bs公社Gk漁業生産隊に所属していた漁民たちは、連家船漁民たちに対して強い姿勢をとっていたという。Gk漁業生産隊の漁民たちは以前から陸地に住居をもち、日帰りで九龍江へ出かけてカニなどを捕っていたが、彼らは九龍江支流の漁港を連家船漁民たちと共用しなければならなかった。両者の間では、本流へ出るのに条件のよい場所を選んで船を停泊させるために、しばしば対立が起こっていた。同じ漁民同士でも、土地をもち続けてきた人と船に暮らし続けてきた人との間には、越えられぬ線があったということを示すよい例である。

## ②陸上での工場設立

土地を確保したことをきっかけに、1960年になるとSm漁業生産大隊は集合住宅のそばに造船工場や機械修理工場、紡績工場、麻袋工場、縄打ち作業場、編網作業場、水産加工工場などを次々と造っていった。そして、こうした陸上の工場労働には、それまで漁業に従事していた250人ほどの連家船漁民が当たることになった（張 2009）。こうして、それまで造船技術をもたず、漁船幫の根拠港がある農村の船大工に造船を依頼していた連家船漁民たちは、周囲の船大工から造船技術を学ぶなどしながら、自分たちの船を造りだすことが可能となった。

事例⑩：楊アーパン（1949年生・女性・龍海橋漁船幫出身／前出）

姑の黄シンインは陸上に造られた編網作業場へ行って漁網を編んでいた。貰えるお金は1ヶ月に2〜3元だけだった。結婚から1年後の1969年、長男の張チンユェが誕生した。当時、夫のシーチンは社会主義教育運動の積極分子として働いており、1ヶ月12工分、つまり24元が支給されていた。食事は職場で摂るため、給料のうち1ヶ月10.5元が食事代として控除されていた。シーチンの仕事は、いろいろな地域をまわるものだったので、自宅にはほとんど戻ることがなかった。

長男の出産から間もなく、自分は漁業生産大隊に造られた麻袋工場での労働に参加することになった。この時は、朝の3時に起きてチンユェの布おむつを洗い、7時には工場で行われる朝の体操に参加していた。これに遅刻すると、工分を減らされるという話もあったので、朝早く起きるほかなかった。工場での労働は夕方5時まで続けた。5時に仕事を終わると、姑と長男チンユェの待つ家へ帰って夕飯をこしらえて食べさせ、夜の8時になるとまた工場へ戻り、夜の見回りなどをした。そして、「晩会報」（夜の報告会）と称してその日1日の行動の反省などを皆で報告しあった。すべて終えて家に帰れるのは、夜の9時か10時だった。

この頃の給料は、45工分だったので、1ヶ月に9元ほど貰えていた。当時、毎月1日になると半月分の給料、すなわち4.5元が支給された。また、15日になると、残りの半分である4.5元が支給された。1971年に長女のアーメイが生まれると、姑のシンインは病に倒れ、シーチンは家へ戻ることがあまりなかったので、自分の働いた金で姑のシンインと長男チンユェ、長女アーメイの面倒をみていた。特に姑には薬のほか、栄養をつけさせるために羊の乳などを買って飲ませていたので、お金がかかってしょうがなかった。当時、米を買うための「米票」が3ヶ月に1度、工場の給料とともに支給されていた。米屋は漁業生産大隊から少し離れた市街地のほうにあったが、この米票がなければ、いくらお金をもっていても米を売ってはくれなかった。この米票で、姑と自分はそれぞれ24斤分、長男は19斤分、長女は7斤分の米を買うことができた。米には当時1斤当たり1.2〜1.3角の値がつけられていた。そのほかに、薪なども買っていたので、半月ごとに貰える給料も、7角ほどしか残らなかった。この7角で、やっと家族が食べるだけの野菜を買い、おかずをこしらえていた。米票のほかにも、「肉票」や「油票」、「糖票」、「布票」といったものがあり、街の市場へ行ってこれらを使って物品を買っていた。

麻袋工場の仕事は、4〜5年は続けただろう。その後、1973年になって次男の張チンチュエンが誕生。自分は、編網作業場へ異動させられることになった。ここで働く人は、色々な所から集められた連家船漁民で、そのほとんどが女性だった。ここでも、麻袋工場で働いていた時と同様、45工分が支給された。この頃、漁業生産大隊には、大隊の子どもたちを預かる託児所や幼稚園があったので、子どもたちをそこへ預けて働くことができた。その後、「魚丸」（つみれ）を作ったり、魚を切り身にしたりする漁業生産大隊の加工工場へ異動した。この時は、5工分が支給されたのだが、1工分当たり2.5元で計算されたので、11.5元を貰うことができた。編網作業場や加工工場に働いている時でも、大隊が何か建物を建てるということになると、ほかの同志たちとともにその現場へ呼ばれ、レンガを運ぶこともあった。こうした仕事に対しては、編網作業場や加工工場の工分に従った額が支払われた。加工工場の後は、漁業生産大隊の人たちが河や海

で捕ってきた魚を1ヶ所に集めて管理する、「売魚收货站」で働くことになった。ここでは、流動定置網漁船などが捕ってきた魚を開いて天日に干したり、冷凍工場で冷凍させたりする仕事をした。魚をこうして保存しておいて、大隊以外の人が必要だという時に、倉庫から出してきて売っていた。この時は、4.5〜5工分を貰っていたと記憶している。

楊アーパンのように、陸地の工場や作業場で働いた人たちは「后勤」（後方勤務）と呼ばれ、河や海で漁をする人たちの漁業生産を支える役割を務めていた。そこでの勤務は、朝の体操から始まり、各人の行動は1日ごとに厳しく定められていたことがわかる。また、事例⑩は、子どもを出産したばかりの女性であっても、勤務に就くことが義務づけられていたことを示している。この事例からもわかるように、陸上での後方勤務は、個人を専門的な作業に従事させるというよりも、その時々で漁業生産大隊が必要とする仕事に就かせる性格をもっていた。また、後方勤務をする楊アーパンに支給される工分（4.5〜5）と、漁をしていた前出のアーパンの父親と母親に支給される工分（6〜10）、あるいはアーパンの夫で社会主義教育運動積極分子として働いていた張シーチンの受け取る工分（12）の間には、大きな差があることがわかる。漁をする人々には技術や体力が、組織の命を受けた活動家には知識や識字力が重要視される反面、後方勤務に従事する人々にはさほど突出した技術がなく、あくまでも漁をする人々を裏で支える働きが期待されていたためだろう。

#### （4） 機帆船の登場と外海漁場の発展

##### ① 機帆船の登場

造船工場の建設から1年後の1961年、当時のSm人民公社漁業生産大隊は、初めての発動機付帆船を完成させた。これにより、台湾海峡や浙江省・広東省近辺の外海まで出られるようになった。それまでは九龍江の内部や河口付近で投網漁や流動定置網漁に従事していた連家船漁民のうち、青年男女の多くがこの発動機付帆船に乗って外海まで行き、単艘曳き網漁や2艘曳き網漁でタチウオなどを捕るようになった。この外海での大規模な漁は、次第に漁業生産大隊全体の経済を支える存在となっていた。

##### 事例⑪：黄ジンポー（1951年生・男性・石美漁船幫出身）

投網漁をする両親のもとで生まれた。自分を合わせて兄弟姉妹が10人もいたので、金がなく、小学校にも通わせて貰えなかった。とても貧乏だったので、「貧漁」として階級区分された。17歳まで、父母の手伝いをして手抛網漁船に乗っていた。16歳ぐらいまで、工分は貰えなかった。手抛網漁船で捕れた魚は、すべて大隊へもって行き、大隊が回収して人民公社の水産收購站に集められていた。17歳のある時、「漁業生産大隊に機帆船ができた、貧乏な人なら労働に参加できるらしい」と聞いて、自分もそこに行くことにした。自分がいた時、機帆船は1艘に22〜23人乗り、2艘44〜46人で浙江省や福建省北部まで行き、網を曳いて主にタチウオを捕っていた。機帆船の工分は、手抛網漁船の時とは違って、漁獲量と各人の技術を考慮しながら工分を分ける「平分」で計算された。自分が労働に参加したばかりの頃は、1工分が2元ほどで、普通の水手（船員）だったので、1ヶ月に3.5工分貰っていた。それと、1人で1ヶ月に48斤（1

斤=0.5kg)の米と0.5斤の油も支給された。船の上でごはんを炊き、皆で食事を摂ったのだ。

大隊には、2艘だけ「三八婦女船」と呼ばれる機帆船があった。船長も水手も機関士も、皆女性だった。……と、表向きはそういうことにしていた。でも、女の人だけの力で網を曳いて魚を捕ることができるわけがない。普通は1艘に5~6人の男性が乗っていて、漁を手伝った。実際には、機関士も技術員も、男がやっていたのだ。上の人たちが調査に来る時だけは、男の人たちは一番下の船室に隠れて姿を見せないように息を殺していた。婦女船と自分たちの乗った機帆船は、同じ海域で漁をすることが多かった。その時に、洲頭漁船幫の出身だった女の人と出会い、恋愛した後結婚することになった。

#### 事例⑫：張シュチュン（1943年生・男性・洲頭漁船幫出身）

洲頭漁船幫にいて、虎網漁船に乗り、漁をする家庭に生まれた。父の兄は、民国の時に甲長をしていて、学があったし、周りからの人望も厚かった。父は虎網漁船の流動定置網漁には人手が必要だからと人を雇って作業をしていた。それが文革になると途端に、親族に甲長がいるうえに、家族が人を雇っていたからと非難の対象になった。裕福だったので、階級は「富漁」に区分され、父も父の兄も「批闘」<sup>(11)</sup>されて大変な思いをした。自分の時代は、まだ漁民小学もなかったもので、洲頭の農村にあった小学校と中学校に通っていた。その後で、Sm漁業生産大隊のほうに機帆船ができた<sup>(12)</sup>と聞いたが、自分たちのように階級が悪い者とか、背景がよくない者は、機帆船には乗せられないという噂だったので、あきらめて両親の虎網漁船に乗ることにした。それ以来、九龍江河口に母船と子船を用いて定置網を張り、そこでウナギの稚魚などを捕ってきた。

#### 事例⑬：張シーチン（1944年生・男性・洲頭漁船幫出身／前出）

大隊に機帆船ができた頃、自分は大隊に戻るよう言われ、大隊の仕事をするようになった。外海の漁場を開発しなければ大隊全体の生産力が上がらないということだったのだ。機帆船が外海に行く前には、必ず龍溪県水産局の幹部とSm漁業生産大隊の副大隊長、会計などが漁場付近へ先に行って、準備を整える必要があった。自分も、浙江省の舟山諸島や福建省の福州、泉州、広東省にまで出かけることがあった。行った先では、水産局の幹部の家に間借りして住み込んだり、旅館に宿を取ったりして、機帆船のために漁網などの物資を用意したり、水手が万が一病などに倒れた時に担ぎこむことのできる病院を探したり、急用で大隊に帰ろうとする水手のために列車の切符を買ったりする準備をした。こうして漁業生産大隊の外へ出る時には、全省と全国の米屋で米を購入するための特別な米票を、大隊を通して人民公社に申請し、発行して貰った。そうしなければ、米は買えなかったのだ。

各地へ赴き、そこをよい漁場と見定めると、大隊の機帆船を呼び寄せて漁の指揮を執った。船長とは常に連絡がとれるようにして、機帆船の位置や漁場の様子や、足りないものの有無などを尋ねて、陸上から機帆船を助ける役割を担っていた。魚が捕れず、漁場がよくないと判断すると、またすぐに次の場所を探しに行った。もちろん、行った先の漁場には附近の漁業生産隊の漁船がいて、漁をしているのだが、互いに漁の技術があり、自分たちの存在が相手の漁の出来を左右することもなかったのだ。文句を言われることはなかった。

近隣の省の大きな漁場の近くには、福建省水産会社の「收購船」（魚を買い付ける船）が待機していて、機帆船は魚が捕れると福建省の收購船を探し、そこに船を近づけて魚を回収して貰えばよかった。改革開放より前は、魚を回収しても、回収を証明する紙切れを貰えるだけで、金銭と交換してくれるわけではなかった。魚も国のものとされ、ほぼすべて国家に渡していたのだ。外海では、タチウオやフウセイなどの豊漁が続き、Sm 漁業生産大隊の名前は、福建全省に知られることになった。

事例①から⑬から窺えるように、機帆船での労働というのは、どこの漁船幫出身か、どのような作業をする漁船の出身かを問わず、青年男女を集めることで行われた。タチウオやフウセイといった魚の豊漁は、Sm 漁業生産大隊の生産力の高さへとつながり、その名は福建省で知られるところとなっていくのだが、その多くを陸上で機帆船の支援に当たる大隊幹部たちの陸上での働きに依っていたことがわかる。一方で、黄ジンボーと張シュチュンの言葉が示すように、その初期には、家族や近い親族の中に中華民国期に比較的地位が高く、国民党に協力していたとみなされたかつての甲長や、それまでの暮らしが比較的豊かで批判の対象となる「富漁」階級に区分された者がいる場合などには、機帆船上での集団労働に従事する資格がないとみなされたようである。

## ②水上の漁船と陸上の工場

事例⑭：張アーグン（1944年生・男性・海澄漁船幫出身／前出）

1970年代、自分のいたLh 漁業隊では自分たちと親族関係のある張姓の漁民と、阮姓の漁民とが事あるごとに対立していた。1973年頃だったと思う。突然、阮姓の連家船漁民だったある少女が、自分を訴えたいらしいことがわかった。自分が13歳のその少女を凌辱したというのだ。まったく身に覚えのないことだったが、罪を被ることになった。1975年、「学習班」<sup>(13)</sup>に連れて行かれた。そこで罪を認めなかったため、廈門島の高崎にある看守所に2年間入れられた。その後、今の龍岩市（漳州市に隣接する市）にあった農場で労働改造させられた。自分を陥れようとしたのは、当時、共産党青年団に入っていた自分が、団員を辞めようとしているのではないかと疑った阮姓の漁民の仕業だったはずだ。

自分が労働改造に行って漁船を離れていた1977年、Lh 漁業隊の成員全員がSm 漁業生産大隊に移管されることになった。家族たちは、ほかの漁民たちとともに漁船をSm 漁業生産大隊のすぐそばを流れる九龍江支流に移して、そこに停泊させるようになった。自分は外の世界から閉ざされていたので、この移管と家族の移動について、まったく知らなかった。当時のSm 漁業生産大隊では、子と孫がいることを条件として、老人たちに優先的に集合住宅の1室を分配することになっていた。自分の父母はまだ50代と若かったが、すでに子も孫もいたため、集合住宅に暮らすことができた。この家には、両親、まだ幼かった弟3人と妹1人、それに自分の妻と長男・次男を加えた9人が暮らすことになった。この頃になると、九龍江の本流に面した所にあった漁民小学は、Sm 漁業生産大隊の事務所の近くに場所を移していた。そこでは給食も出だし、夜になると子どもたちは学校では寝泊りすることもできた。生産大隊で漁業をしていた人たちの子ど

もたちは、学校に泊まっていたが、息子の張ゴッギャンと張ジーギャンは、自分の両親や妻が暮らす集合住宅から学校に通うことができた。教育費は払わなくてよかったので、家計への負担はなかった。

当時、自分の無罪を信じてくれていたSm 漁業生産大隊大隊長の計らいで、生産大隊の水産品加工工場に船長の仕事を得た。内容は、若い男性たち7~8人を連れて大隊の收購船を操縦することだった。收購船では、九龍江の内部や厦門島附近の海域で漁をする生産大隊の漁船がいる場所まで行き、漁民たちの捕った魚などを受け取って船に積み、それを工場まで運んだ。收購船は1日に1~2回、漁場と加工場の間を往復していた。

妻の黄アーギムは、生産大隊の編網場で漁網を編む仕事に就いた。アーギムは、朝から夕方まで作業場へ出かけてほかの女性たちとともに網を編み、夜は自分の両親たちが待つ集合住宅へ帰り、食事の世話などをしていた。收購船の船長を2年ほど続けた後、自分は生産大隊の機帆船に乗ることになった。福州や浙江省・広東省の海域まで出かけて、機帆船2艘で曳き網を使って漁をした。4年ほど後、今度は生産大隊の「灯光船」に乗ることになった。これは、台湾海峡まで行き、電球の光を利用して網でマルアジやサワラ、スルメイカなどを捕るものだった。この仕事も、4年ほど続けた。

連家船漁民たちの中には、生産大隊の命により労働の場を水上から陸上へ、陸上から水上へと変える者も多かった。九龍江内部で投網漁や流動定置網漁を続ける人の多くは依然として家族単位で漁を続けたが、そのほかは、家族成員の間でも労働の場が異なることが頻繁にみられた。また、これらの事例からわかるように、Sm 漁業生産大隊では、水上での労働で捕れた魚を陸上に集めて回収し、統一管理して人民公社や省の水産收購站到集中させ、最終的にはそれを都市部や農村などへと分配していくという体制ができていった。集合住宅や工場のある陸上は、連家船漁民たちにとって、船を停泊させるだけの場所ではなく、次第に生活・生産の拠点となっていったのである。

こうした状況を受け、1976年になると定住根拠地には、「漁民小学」として親しまれていた漁民船工子弟学校が移され、「Sm 漁業大隊漁業小学」と名を改めることになった（張 2009：103）。小学校には以前と同様、宿泊できる設備が整えられ、ここに通う連家船漁民の子女たちの学校生活を支えていた。陸上に生活・生産の拠点が移っても、依然として船に暮らしながら漁や水上運搬に従事し続けていた家庭にとって、子女の面倒をみてくれる施設の存在は不可欠だった。一方、すでに住居を得ていた家庭にとっては、退職した祖父母や、漁網や網を編む工場で働いていた父母の自宅、あるいは父母の親戚たちの自宅で子女の食事の世話をしながら、昼間は小学校へ通わせるということが可能となった。さらに、集合住宅を得る漁民が次第に増えていったことで、子女たちは小学校を卒業した後になっても自宅から中学校、高校へと通うことができるようになり、このことが後に、子女たちの労働の場を陸上へと定着させる要因ともなっていた。

##### (5) 生産責任制への移行から現在まで

1978年の改革開放を受けて1983~1985年、Sm 漁業生産大隊でも体制改革が行われ、生産責任制（聯産承包制）への移行がみられるようになった。さらに、1985年6月になると、それまで大隊によ

る集体所有だった虎網漁船や手抛網漁船、機帆船といった漁船や漁網、陸上に建てられた集合住宅の各部屋や工場も、個人に払い下げられることになった（張 2009：111-112）。こうした中、連家船漁民たちの暮らしにはどんな変化があっただろうか。ここでは、彼らの新たな職業選択と婚姻関係、住居といったものに主な焦点を当てながらみてみたい。

**事例⑮：黄ジンポー（1951年生・男性・石美漁船幫出身／前出）**

1988年頃だったか、それまで大隊の機帆船に乗っていたが、個人で船を造ってよいと聞いて、機帆船を降りることにした。この時、もう子ども2人が生まれていた。九龍江にあるHm島に住んでいた漁民たちは、かなり昔の祖先の時代から網を曳いて蝦を捕っていた。集団化されても、組織の中で彼らは蝦を捕り続けていた。自分は投網漁の父母を手伝っていた時からそれを知っていて、どうやって捕るのだろうかと気になっていた。その頃まで、自分たち連家船漁民は蝦だけを捕ることはしていなかったから。どうやら、蝦曳き網漁は金になるらしいと聞いたので、自分でHm島まで行って、技術を少しだけ教えてくれないかと頼み込んだ。その後で、5万元を信用社から借りて、木造の「拖蝦船」（蝦曳き網漁をする船）を新造した。九龍江の対岸にある造船所がよいと聞いて、そこで造ったのだ。その時から今まで、連家船漁民の中には蝦曳き網漁をはじめようになり、やめたりする人が出たが、自分たち家族は今でも続けている。娘は同じSm漁業生産大隊の人の息子と結婚して、陸へ上がった。息子は結婚した後も、妻と子を陸上の家に残して、自分たち夫婦と一緒に蝦を捕っている。

**事例⑯：張アーグン（1944年生・男性・海澄漁船幫出身／前出）**

1989年、灯光船の仕事をやめて、信用社から借金をして木造の拖蝦船を購入した。この蝦曳き網漁は、通常3~4人の労働力を必要とする。そこで、妻の黄アーギムと、高校を卒業したばかりの長男・張ゴッギャンと専門学校を卒業したばかりだった次男・張ジーギャンの3人もすべてこの拖蝦船に乗り込むことになった。当時、蝦は誰が捕っても大漁だといわれたほどで、見よう見まねで漁をした自分の船も大漁が続いた。この蝦の漁で手に入れた金を使って、1994年、当時のSm漁業村（現在のSm漁業社区）から少し離れた九龍江本流の畔にできたばかりのアパートの一室を購入することにした。この家は20万元した。蝦曳き網漁で貯めた金では足りなかったので、友人や魚を販売する商人などから借金をしてようやく購入することができた。家は客間と台所、トイレ、3つの寝室を備えており、全体で120㎡と広かった。家がなくては長男も次男も結婚ができないと考え、購入したのだ。

1995年、長男のゴッギャンは、中学の同級生だった王ビージェンと結婚することになった。ビージェンは、Sm電力会社で働く父親のもとに生まれ、農村ではなく市街地にあった電力会社の社宅で育った女の人だった。ビージェンは自分たちの家へ嫁いできて、ゴッギャンとの間に、一人息子の張イーチー（1997年生）が生まれた。1999年には、次男のジーギャンが張シュウディンと結婚した。シュウディンの両親は、九龍江河口一帯で虎網漁船に乗っていた自分たちと同じ連家船漁民だった。この人たちは、集団化政策の中でFg人民公社（現在の龍海市Fg鎮）Fg漁業生産大隊の成員となった。その後、Fg鎮を流れる九龍江支流のそばに集合住宅が建てら

れ、シュウディンもそこで育った。シュウディンは父母を手伝い、漁船に乗ることもあったという。このFg鎮に定住用の家を得た連家船漁民の人々は、昔からSm漁業村のほうに定住をはじめた連家船漁民たちと結婚することが多く、シュウディンもすでにSm漁業村に嫁いでいた親戚から紹介され、恋愛期間を経てジーガンと結婚することになった。シュウディンもアーグンの家へ来て、ジーガンとの間に一人息子の張ウェイチー（2000年生）が生まれた。

そうこうするうちに2000年代に入ると、蝦がほとんど捕れなくなってしまった。それで、2000年頃に、拖蝦船を所有したまま、船をもたないSm漁業村の漁民に貸すことにした。自分たち夫婦は、中古の小型木造船を購入して、延縄漁と刺し網漁をすることにした。どちらも、厦門島附近の海で行う。妻は、この木造船を買うまでの間に、朝の市場でチマキなどを売って金を準備してくれたものだった。

長男のゴッギャンは、息子のイーチーが生まれた後しばらくして、拖蝦船を降りて陸へ上がり、靴工場で働き始めた。これは、台湾人の社長によって龍海市に建てられた会社で、アメリカやヨーロッパのメーカーに卸す靴を作る工場だった。妻のビージェンは、高校を卒業した後で龍海市内の縫製工場で働いていたが、ゴッギャンと時期を同じくして彼女も、この台湾資本の靴工場で働き始めた。ゴッギャンはその後、龍海市内にある何種かの工場の仕事を転々としたが、妻のビージェンは今でもこの靴工場の仕事を続けている。ゴッギャンは2003年頃になると、「自分にはやはり水上の仕事が向いている」といって、今度は、「砂船」の仕事に就くことにした。これは、龍海市内の農村出身者がオーナーを務める鉄製の大型船で福建省各地や広西チワン族自治区の海や河へ行き、海底や川底の砂を掘削してそれを運搬する船のことだ。ゴッギャンは、高校を卒業してすぐに操船免許を取ったので、その免許を生かし、砂船の船長として雇われたのだ。ゴッギャンは現在も砂船を操縦している。

次男のジーガンは、息子のウェイチーが生まれた頃、拖蝦船を降りて陸上の工場で働いたり、漁民から買い取った魚をSm漁業村近くの市場で売ったりして生計を立てていた。2005年頃、厦門島から大陸側に向けて、海底トンネルを造る工事の計画が立てられた。ジーガンは、この海底トンネル建設工事に、厦門島から工人たちを乗せて海上の工事現場まで連れてゆく仕事が必要なことを知った。操船免許をもっていたジーガンは、自分が漁民に貸していた拖蝦船を返して貰い、それを「交通船」（渡し船）として使うことにした。ジーガンと妻のシュウディンは、拖蝦船の甲板に椅子を置き、そこに工人を乗せて厦門島と工事現場の往復をしたり、現場で用いる鉄製の大型船の錨を上げたり下ろしたりする仕事を手伝ったりした。2人は、この仕事を工事の終わる2010年まで続け、それから現在までの間、龍海市内の工場に工人たちに食事を作る職に就いている。

#### 事例⑰：張チンユェ（1969年生・男性・Sm漁業生産大隊出身）

前出の張シーチンと楊アーパンの間に生まれた長男である。1976年にSm漁業生産大隊の敷地内に新たに建てられた「Sm漁民小学」に通った。この学校は、当時、工場に働いていた母らがレンガを積んで造ったものだと聞いたことがある。1年生になったが、後期には落第して2年生には上がれなかった。留年して3回ほど1年生として学校に通ったが、進級できないので、10



歳になった頃、学校をやめて近くの農村で家を建てるためにレンガ運びを手伝うアルバイトをすることにした。1日に7角だけ貰っていた。12歳で、大隊の機帆船に乗った。16歳にならなかったのも、工分は貰えなかったが、1ヶ月21斤ほどの米は船の上で支給されたし、仕事が覚えられるので、家にいるよりはまじだった。その後、生産責任制になってから、自分の乗っていた単艘曳き網漁の機帆船は、その時に皆から漁が上手だと思われ慕われていた母の父方のイトコに払い下げられることになった。彼が信用社から借金をして、購入することになったのだ。その時に、この人の兄弟やほかのイトコたち10人ほどがこの機帆船の株主となり、船を経営することになった。自分もこの船に雇われ、台湾海峡に行き、漁をした。

1980年代後半頃だろうか、祖母と暮らしていた集合住宅の一室を母が安い値段で購入した。「お前が結婚する時に自分の家にしろ」と母は言ってくれた。1993年頃になって、Fg漁業生産大隊にいた連家船漁民出身の女性を紹介して貰い、結婚することにした。妻の親戚や姉たちの多くがSm漁業生産大隊に嫁いでいたので、妻は寂しい思いをしなくてすんだ。すぐに息子の張ベンジンが生まれた。自分の妹のアーメイはこの頃、Sm鎮の街に住んでいた男性と知り合い、恋愛結婚した。しばらくすると、機帆船の株主同士の関係が悪くなりはじめたので、この機帆船を降りて、Sm漁業生産大隊の別の人が購入した機帆船に乗ることにした。これは新しい鉄製の機帆船で、台湾のあたりまで行って漁をした。

2004年ぐらいになって、機帆船ではあまりよいお金が貰えなかったのも、父の紹介でSm漁業生産大隊の人が香港人と経費を出し合っただけでオーナーとなっていた水産品冷凍工場へ行くことにした。妻は、別の水産品冷凍工場で魚の腹わたを出す仕事をしている。ただ、自分の働いていた工場は経営がうまくいけなくなり倒産したので、考えあぐねて、また機帆船に戻ることにした。自分は、小学校1年生の勉強もろくにしていないから、字もほとんど書けないし、頭もよくない。だから、経験の長い機帆船が結局のところ、一番お金を稼げるのだ。後に、周囲の元漁民たちが街で三輪車をこいで客を乗せるのを見て、どうやらもうかりそうだと思い、借金をして三輪車を買った。今は三輪車をこいでいる。思ったより金は稼げないが、借金を返すまでは続けようと思っている。

事例⑮から⑰において顕著に浮かび上がるのは、水上と陸上との間をいとも簡単に越えて自分の生きる場所を見つけ出していかうとする連家船漁民の姿である。陸上に住居を構え、そこが生活・生産・消費の上で依存せざるを得ない場所へと変化しても、依然として水上というのは、連家船漁民の多くの人々にとって、生きる場所であるかにみえる。

#### IV 考察：連家船漁民と陸上居民の関係性および国民化政策がもたらしたもの

##### (1) 連家船漁民と陸上居民の関係性

連家船漁民と周囲の陸上居民たちとの関係性を探る時に、最も際立つ指標が婚姻関係だろう。改革開放を経る時期になるまで、農村で育てられなくなった女子を安い値段で買い入れて船で育て、将来その女子を自分たちの息子の妻とする「童養媳」などの例を除けば、連家船漁民の人々が農民と結婚

することはほとんどなく、大部分において船に暮らす者同士で婚姻関係が結ばれていた。そこには、「土地も家もない」という農民に対する引け目が連家船漁民の側にあったこと、さらに、船を操縦し、漁や運搬をする技術がない相手との婚姻は生活の上では困難を招くと考えられたことが大きく関係している。

連家船漁民たちと、以前から土地をもっていた周辺の農民や漁民の間にみられるこうした大きな隔たりというのは、1960年代に連家船漁民たちが政府から正式な許可を得て、現在のSm漁業社区がある土地に定住用の住居を獲得した後も存在し続けてきた。たとえば、当時すぐ隣の地区に住み、Bs人民公社Gk漁業生産隊に所属していた漁民たちは日帰りで九龍江へ出かけ、カニなどを捕っていたが、彼らは九龍江支流に造られた1つの漁港を連家船漁民たちと共用しなければならなかった。漁港内では、常に九龍江本流へ出るのに便利な条件のよい場所を選んで船を停泊させるために対立が起こり、そうした際には常にGk漁業生産隊の漁民が「船を停めるなら金を払え」といって金銭を巻きあげたりしていたのだと連家船漁民たちは記憶している。それほど、同じ漁民同士でも、土地をもち続けてきた人と船に暮らし続けてきた人との間には越えられぬ線が存在してきたということを示す例である。

その一方で、1960年代以降は近隣の農村に暮らす農民や市街地に生活する女性たちが連家船漁民の家庭へと嫁いで来ることが少しずつ増えている。反対に、連家船漁民の女性が、近隣の農村や市街地に嫁いでゆくことも、多く見受けられる。こうした婚姻は、集団化の過程で農業労働に従事した際に顔見知りになった相手との結婚や、市街地の中学校・高校での出会いが契機となった結婚、同じ職場で出会った者同士の結婚など、多くの場合、個々人同士の接触の経験に左右されてきた。現在では、自ら希望して連家船漁民の男性との見合いに臨む近隣農村の女性などもおり、それには社区外から連家船漁民のもとに嫁いだ女性の勧めが大きく関係することもある。こうしたことから、集団化を経て連家船漁民と周辺の農村や市街地に暮らす人々との関係性が少しずつ変化し続けていることがわかる。

## (2) 経済生活における漁船幫の喪失と社会生活における漁船幫の継続

連家船漁民たちにとって、地縁的・血縁的な関係性によって自らを結びつけていた漁船幫は、大きな力をもっていた。それは、船隊を組んで漁を行い、共通の祖先や神明を祀るだけの集団ではなく、連家船漁民同士の婚姻を決定づける大きな要因ともなっていた。たとえば、1949年10月、すでに共産党政権の下にあった連家船漁民たちが、人民解放軍を自分たちの船に乗せて厦門島・鼓浪嶼島まで運び、そこを共産党政権下に置く「解放作戦」への参加を求められた際にも、漁船幫の中で共通の祖先や神明を祀る時に働く年齢序列の論理によって、若者を参加に導くことが可能となるほどであった。

共産党政権下になった1950年代以降の集団化政策は、漁船幫の中に1~3種類あった作業タイプを同じくする集団を1つの単位として進められた(表3)。彼らは、いくつかの「互助組」として集団化され、その後は「生産合作社」、「Sm公社Sm漁業生産大隊」などに分かれ、各組織の成員として集団化されてきた。連家船漁民たちは、経済的な拠り所を各組織に依存させてはいたが、1959年頃までは、そのほとんどがこれまで通り、家族ごとにそれぞれ自分たちの船で暮らしながら、漁や水上運搬を続けていた。この形態が大きく変わり始めるのが、1960年代以降になって進められる定住用

地の獲得である。定住用地を獲得すると、まだ住居を獲得していない連家船漁民たちもこの定住用地のそばに造られた漁港に集まって、そこに船を停泊させるようになった。さらに、定住用地に造船工場や機械工場、編網作業場、麻袋工場などが造られるようになり、そこで造られた機帆船で外海まで出て漁をするようになると、それまでどの漁船幫の、どの同姓集団に所属し、どの作業グループに属していたかは問題ではなくなり、陸上や外海での漁の仕事に適していると認められた者であれば誰でも、それらの労働に従事させられることになったのである。また、集合住宅や周辺の方譲マンションの一室を購入する際にも、そうした場所は個々の家庭ごとに決定されていたのであり、漁船幫のもっていた地縁的なつながりというのは、完全に消失することになった。こうして、経済生活の上では、漁船幫や同姓集団ごとのまとまりは機能しなくなり、人々を結びつける力は生産大隊に代表されるような集団化政策の中で形作られた各集団のほうに取って代わられたかにみえる。

しかし、ひとたび個々人の暮らしに眼を向けると、結婚を決める際にはかつての漁船幫同士のつながりを利用して相手を選ぶことが現在でも多く見られる。また、高価な鉄製の大型機帆船を購入し、乗組員を雇って台湾海峡辺りまで出漁するという機帆船経営に際しては、かつての漁船幫内部にあった同姓集団の中での関係性を利用して協力しあうこともある。こうして、表面的には結合力を失ったかにみえる漁船幫や同姓集団のつながりは、現在でも社会生活の中の根深い所で、連家船漁民たちの生活を支えているのである。

### (3) 連家船漁民にとっての国民化政策

これまで、中国の水上居民にとって集団化過程というのは、それまで水上居民と一括りにされていた人々を漁民・船民といった各専門集団として集団化し、経済を組織に依存させることで最終的には人々をある土地へと固定化させてゆくことに国家の狙いがあったと指摘されてきた（長沼 2010）。各船で捕った魚を自分たちで農村の市場や道端へもって行き、そこで自由に売って得た金で生活をやりくりしていた連家船漁民たちも、「互助組」、「生産合作社」、「Sm 公社 Sm 漁業生産大隊」といった組織に集団化される中で、捕った魚は自分たちが食べる少しばかりの量を除いてすべて人民公社や省の水産收購站へ納め、各人の体力や技術を考慮して生産大隊が計算する労働点数によって、米の配給券や給料を得るようになっていった。こうした意味で、経済的に完全には生産大隊やその上の人民公社に依存していた連家船漁民たちにとっても、やはり定住根拠地の獲得というのは大きな出来事であった。

ただし、連家船漁民たちにとって、定住化は完全に政策的に進められたとはいえない難いものであった。彼らの定住用地の獲得は、1959年夏の大規模台風襲来によって132名の連家船漁民が死亡したことに端を発している。連家船漁民たちは、自分たちが長らく切望し続けてきた定住について、台風を契機に県人民政府が関心をもち始めたことによって実現したのだ、と説明する。こうして、1960年代以降、他の生産大隊の所有だった九龍江支流の両岸に跨がる土地を正式に得ることになった。ここは集合住宅や工場、託児所、小学校、商店などが建てられ、次第に生産のみならず、生活の拠点となる漁村として機能するようになった。つまり、連家船漁民たちの場合、定住の問題というのは、当時の為政者側の意図がどうであったにせよ、彼ら自身の側からは、「長年もつことのできなかつた家を貰えて嬉しい。政府よ、ありがとう！」という住居獲得の記憶として語られるのである。

ところで、中国に限らず、他地域においても子女の学校教育というのは、船に暮らしてきた人々にとって陸へ上がる契機となることが多いことは、かねてより指摘されてきた（伊藤 1972, 長沼 2010 など）。そもそも移動生活を基礎とする水上居民の場合、子女が陸上の学校に通うためには、寝食の面倒をみてくれる人あるいは施設の存在が不可欠となり、その困難さから義務教育を受けられず、さらにそのことが彼らの社会的な位置を貶めることにつながるという悪循環に陥ることが多かった。連家船漁民の場合、子女たちに小学校への通学を促した契機は、大きく2つの時期に分けることができる。第1の契機は、1953年に彼ら自身の手で九龍江本流の畔に「漁民船工子弟小学」を設立したことである。ここは、宿舎を備えており、子女たちはそこから学校へ通うことができた。しかし、この時点で大多数の連家船漁民たちはまだ定住用の土地を獲得しておらず、この小学校へ通った子女たちもごく少数の優秀者を除けば、仮に小学校を卒業したとしても、その後はやはり父母の船へ戻って仕事を手伝うということになり、学校教育を受けること自体が彼らの陸上への定着に直接影響を与えることはほとんどなかった。第2の契機は、定住用地を獲得した後の1976年になって、「漁民船工子弟小学」から「Sm 漁業小学」へと改称した小学校を、定住用地へと移したことである。ここは初期には宿舎も備えられていたが、すでに陸上に住居を得ていた祖父母や親戚を頼って、子女をそこに預けて父母は移動を続けたり、子女の就学を契機として父母のどちらかが陸上に仕事場を移し、子女の面倒をみたりすることもみられた。さらに、小学校を卒業した子女たちも、こうした陸上の拠点があることで中学校へ通ったり、工場労働など陸上での仕事に就いたりすることが可能となっていった。すなわち、連家船漁民の場合、学校教育が彼らの定住化に直接的なきっかけを与えるようになるには、1976年以降の小学校移設を待つ必要があったのである。

#### (4) 隔たりを弱める水／陸の境界性

定住用地の獲得が連家船漁民たち自身にとってどんなに大きな望みだったにせよ、為政者の側から見れば、新たに得た土地に生活・生産・消費を依存させることによって、連家船漁民たちの集団化政策は進められてきた。とりわけ、定住用地に造船工場や編網作業場が建てられ、さらに機帆船による外海での漁が可能となった1960年代以降は、外海での大規模な漁と九龍江河口での小規模な漁、そして陸上での工場労働という3本柱で漁業生産大隊の生産が成り立つようになっていった。その中で、個々人の労働参加というのは、民国期の地位や文革期に定められた階級区分といった家庭ごとの背景や、各人の体力・技術などを考慮して生産大隊によって配属先が決められていた。したがって、労働の場を水上から陸上へ、陸上から水上へと次々に変える者もいれば、家族成員の間で労働の場が完全に異なるという場合もよくみられた。

1978年の改革開放を受けて1983～1985年になるとSm 漁業生産大隊でも体制改革が行われ、生産責任制（聯産承包制）への移行がみられるようになった。それまで、生産大隊による集体所有とされた漁船や漁網、陸上に建てられた集合住宅の部屋や工場も、個人に払い下げられ、生計を立てる手段の決定も個々人に任されることになった。この時期から現在までの連家船漁民たちの生活に注目すると、漁の種類を変えながら集団化の頃と変わらず漁を続ける者、機帆船のオーナー兼船長となってSm 漁業社区の多くの漁民を雇う者、工場や政府機関に職を得て陸上での仕事を続ける者、工場の社長となる者などがおり、彼らは実に多様な職業を選択していることがわかる。さらに、高校を卒業し

てから父母の漁船に乗って漁を手伝い、結婚を機に工場へと仕事の間を変え、最終的には他鎮のオーナーが所有する砂利掘削・運輸船の船長となって水上労働に従事する者、あるいは工事現場でのアルバイトから機帆船の乗組員へと仕事を変え、次は三輪車の運転手となり、また機帆船の乗組員に戻る者など、個人が状況に合わせて多種の職業を選択していく場合もみられる。

とりわけ興味深いのは、連家船漁民の多くが、水上と陸上の間をいとも簡単に越えて自らの生活を営もうとしていることである。陸上に住居を構え、そこが生活・生産・消費の上で依存せざるを得ない場所へと変化しても、水上というのは、依然として連家船漁民の多くの人々にとって生活・生産の場所であり続けている。定住用地を獲得した後の連家船漁民たちにとって、水上（船上）／陸上の間にある境界性というのは、その大多数が船上を主な生活の場としていた頃よりも、生活・生産・消費上のさまざまな面において、その隔たりを弱めているかのようである。

## V おわりに

本稿では、中華民国期末から現在に至るまでの中国社会において、連家船漁民たちの具体的な暮らしぶりがどのように変化してきたのかを理解するために、彼らの小さな声に耳を傾けることを目指した。国共内戦における解放作戦への参加や、1950年代から始まる集団化政策、そして1960年代以降の集合住宅の獲得といっためまぐるしい社会変化の中で、連家船漁民たちと周囲の農民や街の住民たちとの関係性は、通婚圏の拡大に代表されるような顕著な変化をみせている。一方、連家船漁民同士を地縁的・血縁的な関係性によって結びつけていた漁船幫内部の関係性は、経済生活の上では機能しなくなったように見えるものの、結婚や機帆船経営に際しては大きな力を発揮するなど、現在でも社会生活の中の根深い所で、連家船漁民たちの生活を支えていることがわかる。

定住用地の獲得は、連家船漁民たち自身にとって、大きな望みが叶った瞬間であった。他方、為政者の側からみれば、新たに得た土地に生活・生産・消費を依存させることによって、連家船漁民たちの集団化政策は進められてきたといえる。とりわけ、定住用地に造船工場や編網作業場が建てられ、さらに機帆船による外海での漁が可能となった1960年代以降は、外海での大規模な漁と九龍江河口での小規模な漁、そして陸上での工場労働という3本柱で漁業生産大隊の生産が成り立つようになっていった。そうした中、労働の場を水上から陸上へ、陸上から水上へと次々に変える者もいれば、家族成員間で労働の場が異なる場合もあるという状況が生まれるようになった。さらに、1983～1985年に体制改革が行われ、生産責任制へと移行すると、生計を立てる手段の決定は個々人に任されることになった。興味深いのは、連家船漁民の多くが、水上と陸上の間をいとも簡単に越えて生活を営もうとしていることである。陸上に住居を構え、そこが生活・生産・消費の上で依存せざるを得ない場所へと変化しても、水上というのは、依然として連家船漁民の多くの人々にとって生活・生産の場所であり続けていることがわかる。連家船漁民たちにとって、水上（船上）／陸上の間にある境界性というのは、その大多数が船上を主な生活の場としていた頃よりも、生活・生産・消費というさまざまな側面において、その隔たりを小さくしているかのようである。

## 注

- (1) 本稿では、閩南語の語彙について、アルファベットの斜体でその発音を表記する。発音は、Sm 漁業地区を含めた漳州市一帯で話される漳州方言のものとする。発音表記は、基本的に『閩南話漳州辞典』に習うが、声調記号は省略する。
- (2) 福建省南部に限らず、中国では多くの地域で義理の親子という関係が見られる。中国で標準語とされる普通語では、「干爹」（義理の父）・「干娘」（義理の母）と「干兒子」（義理の息子）・「干女兒」（義理の娘）などと表わされる。これは、血縁ではつながらないが、さまざまな理由により双方の合意に基づいて親子関係を結ぶものである。連家船漁民の間では、子どもが小さな頃に親のいうことを聞かなかつたり、病気がちであったりした場合に、両親の親族や友人の夫婦に子どもの義理の親になってもらうことが一般的である。ただ、親とはいっても義理の親は子どもを引き取って直接育てるというわけではない。実の両親が子育てに迷った時に相談に乗ったり、忙しくて面倒がみられない時に子どもを一時的に預かって世話をしたりするのである。私の場合は、義理の子が成人した後で、当人同士の合意のもとに親子関係が結ばれた稀有なケースであるといえる。
- (3) 「看守所」とは、留置場を指す。父はこの後、九龍江河口に位置する厦門島まで連れて行かれ、裁判にかけられて有罪となっている。
- (4) 「労改」は、「労働改造」の略称。強制労働を通じて自己改造を目的とする刑の執行制度であった。罪の重い受刑者は監獄で、罪の軽い受刑者は労働改造所で執行された。1994年の「監獄法」施行後は、有期懲役以上の受刑者に対する刑罰執行機関は監獄のみとなっている。
- (5) ここでの「鎮長」とは、現在の鎮長職に当たる人物を指しており、当時、父らを含む海澄漁船幫の連家船漁民が所属していたLh 漁業生産隊の上にあったHc 人民公社の社長を指すものである。
- (6) 「平反」には、冤罪を被った者を再審理して無罪にする、あるいは階級区分の誤りや右派・反革命派の扱いの名誉を回復する、という二通りの意味がある。父の場合、この文脈では前者の意味合いととることができる。ただし、本文の後半部で詳述するように、父は当時、自分が対立する連家船漁民のグループから、共産党青年団員を辞めるのではないかという疑いをかけられていたとも話している。したがって、父の求める「平反」には前者と後者の両方の意味が込められているとも解釈できよう。
- (7) 同じ時期の中国水上居民社会を扱った代表的な研究として、バーバラ・ワード（Ward 1965）や可児弘明（可児 1970）によるものが挙げられる。これらはいずれも、イギリスの統治下にあった香港の事例を扱ったものである。本稿では、問題をより明確なものとするために、福建省と類似した社会変化の過程を経験したと考えられる中国本土の水上居民社会について触れた先行研究に焦点を絞って回顧する。
- (8) <http://ditu.google.com> を参照。
- (9) 民国期の連家船漁民たちが、どのような点に基づいて各保に編入されていたのかについて、私はまだ明確な条件を見出せていない。当時の保甲制が、中国各地の水上居民に対しても農村部と同様に戸籍の管理と税の徴収を主目的として敷かれたとするならば、連家船漁民たちが漁をする漁場の地点に基づいて各保に組み込まれたと考えることはできる。同じ目的で、彼らが船を日常的に停泊させていた港湾の場所を基準としていた可能性もある。ただし、漁場であれ、停泊する港湾であれ、いずれも季節や潮の流れによってその場所は変わりうるものであった。どちらにせよ、当時の為政者側は時々で変化する連家船漁民たちの活動拠点の中から意図的にどこか一つの地点を選び出し、そこを基準として彼らを保や甲に組み込んだと考えられる。このことが、自らは同じ漁船幫に所属すると考えている者同士が、保甲制の中では異なる保に編入されるという連家船漁民と為政者の間のずれを生み出すことにつながっている。
- (10) 「海覇」とは、連家船漁民の言葉によれば「自分たちから魚や儲けを搾取する、まるで海賊のような者」であったという。
- (11) 「批闘」とは、批判闘争の略。
- (12) 「背景」とは、本来は「後ろ盾」を意味する言葉であるが、こうした場合には経歴やバックグラウンドというニュアンスで用いられることが多い。

(13) 「学習班」とは、思想改造をするために設けられた学習の場を指す。

## 参考文献

### 日本語

- アニタ・チャン, リチャード・マドスン, ジョナサン・アンガー 1989 『チェン村——中国農村の文革と近代化』小林弘二監訳 筑摩書房 (CHAN, Anita. eds. 1984 *Chen Village*. The Regents of the University of California Press.)
- 天見慧, 菱田雅晴編 2000 『深層の中国社会——農村と地方の構造的変動』 勁草書房
- 伊藤亜人 1972 「漂泊漁民——その生態をめぐって」『教養学科紀要』4 東京大学教養学部教養学科 pp. 117-142
- 太田出 2007a 「民国期の青浦県老宅鎮社会と太湖流域漁民——「郷鎮戸口調査表」の分析を中心に」太田出, 佐藤仁史編『太湖流域社会の歴史学的研究——地方分権と現地調査からのアプローチ』 汲古書院 pp. 103-143
- 太田出 2007b 「太湖流域漁民の『社』『会』とその共同性——吳江市漁業村の聴取記録を手がかりに」太田出, 佐藤仁史編『太湖流域社会の歴史学的研究——地方分権と現地調査からのアプローチ』 汲古書院 pp. 185-236
- 可児弘明 1970 『香港の水上居民——中国社会史の断面』 岩波書店
- 川口幸大 2010 「廟と儀礼の復興, およびその周辺化——現代中国における宗教の一つの位相」小長谷有紀, 川口幸大, 長沼さやか編『中国における社会主義的近代化——宗教・消費・エスニシティ』 勉誠出版 pp. 3-26
- 長沼さやか 2010 『広東の水上居民——珠江デルタ漢族のエスニシティとその変容』 風響社
- 中国農村慣行調査刊行会 1952 『中国農村慣行調査』1-6 岩波書店
- 三谷孝編 1993 『農民が語る中国現代史』 内山書店
- 三谷孝ら 2000 『村から中国を読む——華北農村五十年史』 青木書店
- ポール・A・コーエン 1988 『知の帝国主義——オリエンタリズムと中国像』佐藤慎一訳 平凡社 (COHEN, Paul A. 1984 *Discovering History in China*. Columbia University Press.)
- 路遥, 佐々木衛ら 1990 『中国の家・村・神々——近代華北農村社会論』 東方書店
- 南裕子 1999 「都市と農村の関連構造, 地方都市の変化」佐々木衛, 松戸武彦編『地域研究入門(1) 中国社会研究の理論と技法』 文化書房博文社 pp. 149-177

### 中国語

- 陳正統主編 2007 『閩南語漳腔辞典』中華書局
- 福建省龍海県地方誌編纂委員会 1993 『龍海県誌』東方出版社
- 張石成 2009 『連家船』私家版のため, 出版情報なし

### 英語

- WARD, Barbara. 1965 "Varieties Conscious Model: The Fishermen of South China." In Michael Banton (ed.) *The Relevance of Models for Social Anthropology*. London: Tavistock pp. 113-137